

市民的及び政治的権利に関する国際規約
第40条1（b）に基づく
第6回政府報告（仮訳）

2012年4月

目次

第1部 一般的コメント

1. 我が国における人権擁護の制度的側面
2. 日本国憲法における「公共の福祉」の概念
3. 本規約と憲法を含む国内法との関係
4. 人権教育・啓発・広報

第2部 逐条報告その他

第1条：自決権

第2条：規約実施義務

1. 外国人問題
2. 障害者施策
3. 第一選択議定書

第3条：男女平等原則

1. 男女共同参画社会の実現に向けた推進体制
2. 女性の政策・方針決定参画状況
3. 雇用対策
4. 暴力からの保護

第4条：緊急事態の逸脱措置

第5条：除外事項

第6条：生命に対する権利

- ・死刑問題

第7条：拷問等の禁止

第8条：奴隷的拘束、強制労働の禁止

1. 人身取引対策
2. いわゆる従軍慰安婦問題

第9条：身体の自由

1. 被疑者の身柄拘束

2. 入管施設における収容
3. 精神保健福祉法による措置入院等
4. ハンセン病差別撤廃に向けた取組

第10条：被拘禁者等の処遇

1. 刑事拘禁施設における弁護人との接見交通権
2. 矯正施設における処遇状況
3. 代替収容制度

第11条：民事拘禁の禁止

第12条：居住・移転の自由

1. 出入国管理制度及び難民認定法に規定する再入国許可制度
2. 我が国の難民政策

第13条：外国人の追放

1. 在留期間更新・在留資格変更不許可処分に対する異議申し立て制度
2. 庇護申請者の取扱い等

第14条：公正な裁判を受ける権利

1. 法的枠組み
2. 弁護人への証拠開示

第15条：遡及処罰の禁止

第16条：人として認められる権利

第17条：プライバシー等の尊重

第18条：思想、良心及び宗教の自由

第19条：表現の自由

1. 公職選挙法の下での制限
2. 国家公務員の政治的行為の制限
3. 犯罪被害者の権利の保護

第20条：戦争等の宣伝の禁止

第21条：集会の権利

第22条：結社の自由

1. 労働組合
2. 解釈宣言

第23条：家族、婚姻に関する権利

第24条：児童の権利

1. 「児童の権利に関する条約」及び2つの選択議定書
2. 児童の保護

第25条：参政権

第26条：法の下での平等

1. 嫡出でない子の取扱い
2. 国民年金法の国籍要件
3. 公営住宅法の改正

第27条：少数民族の権利

1. 最近のアイヌ施策の現状
2. アイヌ文化振興関連施策
3. 北海道アイヌ生活向上関連施策

その他

1. (注) 本報告は市民的および政治的権利に関する国際規約（以下「規約」という。）第40条1（b）に基づく第6回政府報告である。本報告は政府報告の総合ガイドライン(HRI/GEN/2/Rev.6)を考慮に入れて作成されている。
2. 本報告に記載されている内容は、前回報告から新たに導入された施策等であり、具体的日付が明記されているものを除き、第5回政府報告提出後の2007年1月から2011年9月時点のものである。

第1部 一般的コメント

1. 我が国における人権擁護の制度的側面

(1) 法務省の人権擁護機関の取組

3. 法務省の人権擁護機関（法務省人権擁護局、法務局・地方法務局、人権擁護委員）は、全国約320か所に設置された法務局・地方法務局及びその支局において、人権救済活動（被害者からの人権侵害の申立てに対する対応を含む。）及び人権啓発活動を行っている。これらの活動については、法務省人権擁護局の下、国家公務員である法務局・地方法務局職員及び法務大臣が委嘱した民間のボランティアである人権擁護委員（全国で約1万4000人）が中立公正な立場で適切に実施している。

法務省の人権擁護機関が取り扱った人権侵害事件数は、2006年が21,328件、2007年が21,506件、2008年が21,412件、2009年が21,218件、2010年が21,696件となっている。法務省の人権擁護機関は、様々な人権問題に対して、人権相談及び人権侵害事件の調査・処理を通じて、人権侵害による被害の救済及び予防を図っているところである。ちなみに、2010年に法務省の人権擁護機関が取り扱った人権侵害事件の主な内訳は、以下のとおりである。

暴行・虐待（夫の妻に対する暴力、児童虐待等）	4,788件（22%）
住居・生活の安全（騒音をめぐる近隣の争い等）	3,889件（18%）
強制・強要（離婚の強要、職場での嫌がらせ等）	3,564件（16%）
学校におけるいじめ	2,714件（13%）

(2) 新たな国内人権機構の設立について

4. 新たな人権救済機関の設置については、救済対象とすべき人権侵害の範囲、人権救済機関の独立性の担保方法、その調査権限の内容等について様々な議論があるため、現段階では、新たな人権救済制度に関する法案を再び国会に提出するには至っていない。

我が国としては、政府からの独立性を有する国内人権機構の創設を重要な課題と位置付けており、機構の創設に向けて、必要な準備を続けていきたいと考えている。

2. 日本国憲法における「公共の福祉」の概念

5. 憲法における「公共の福祉」の概念は、これまでの報告のとおり、各権利毎に、その権利に内在する性質を根拠に判例等により具体化されており、憲法による人権保障及び制限の内容は、実質的には、本規約による人権保障及び制限の内容とほぼ同様のものとなっている。したがって、「公共の福祉」の概念

の下、国家権力により恣意的に人権が制限されることはもちろん、同概念を理由に規約で保障された権利に課されるあらゆる制約が規約で許容される制約を超えることはあり得ない。

6. このような基本的な人権相互間の調整を図る内在的な制約である「公共の福祉」についての典型的な判例としては、これまでの報告のとおりであるが、最近のものとして、次の最高裁判所2011年7月7日小法廷判決（要旨）等での判断が踏襲されている。

本件は、高等学校の卒業式において起立して国歌斉唱することに反対していた被告人（元教諭）が、卒業式の行われる体育館で大声で保護者に呼びかけを行い、制止した教頭らを怒号し、その場を喧騒状態に陥らせて卒業式の開会を遅らせた事案であるところ、最高裁判所は「表現の自由は、民主主義社会において特に重要な権利として尊重されなければならないが、憲法21条1項も、表現の自由を絶対無制限に保障したのではなく、公共の福祉のため必要かつ合理的な制限を是認するものであって、たとえ意見を外部に発表するための手段であっても、その手段が他人の権利を不当に害するようなものは許されない。被告人の本件行為は、その場の状況にそぐわない不相当な態様で行われ、静穏な雰囲気の中で執り行われるべき卒業式の円滑な遂行に看過し得ない支障を生じさせたものであって、こうした行為が社会通念上許されず、違法性を欠くものでないことは明らかである。」旨判示して被告人に威力業務妨害罪の成立を認めたものである。

3. 本規約と憲法を含む国内法との関係

7. 本規約と我が国の憲法を含む国内法との関係については、これまでの報告のとおりであり、憲法第98条第2項の趣旨から、我が国が締結した条約は国内法としての効力を持つ。他方、条約の規定を直接適用し得るか否かについては、当該規定の目的、内容及び文言等を勘案し、具体的場合に依りて判断すべきものとされているが、多くの場合においては、条約上の義務の履行のために必要な法律を別途制定しているため、規約違反の事案も、ほとんどが国内法違反の事案として処理されている。

8. 訴訟において原告側が本規約の条項を引用して争っている場合に、裁判所が国内の法律・規則・処分等の当該条項違反の有無を判示している例は、これまでの報告のとおりである。

4. 人権教育・啓発・広報

(1) 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

9. 本法に基づき、毎年、前年度に各府省庁が取り組んだ人権教育・啓発の施策を取りまとめ、「人権教育及び人権啓発施策」として国会に報告している。国会へ報告した内容については、広く国民向けに「白書」として刊行されている。

10. また、本法に基づき策定された人権教育・啓発に関する基本計画は、2011年4月に一部変更され、新たに「北朝鮮当局による拉致問題等」の事項が人権課題に盛り込まれた。

(2) 「人権教育のための世界計画」の取組

11. 2004年に国連人権委員会の決議で提案された「人権教育のための世界計画」に関連する一連の決議では、我が国は一環して共同提案国となり、現在、同計画第2フェーズ(2010—2014)行動計画の趣旨に沿った形で、関係省庁において取組を進めているところである。

(3) 裁判官、検察官、行政官への人権教育

(a) 公務員一般

12. 法務省では、「人権教育のための世界計画」第2フェーズ行動計画の趣旨に沿い、人権問題に関して、国家公務員等の理解と認識を深めることを目的として、中央省庁等の職員を対象とする人権に関する国家公務員等研修会を毎年2回開催している。また、都道府県及び市区町村の人権啓発行政に携わる職員を対象にして、その指導者として必要な知識を習得させることを目的とした人権啓発指導者養成研修会を毎年3回開催している。

13. 行政官については、人事院が国家公務員を対象として実施する各種研修において、人権に関するカリキュラムを設けるとともに、それぞれの府省が実施する研修における人権教育の充実について、各府省に対して指導を行っている。

14. また、地方公務員については、総務省が自治大学校及び消防大学校において実施している各研修において人権教育の充実を図るとともに、地方公共団体等においても人権教育を実施している。

(b) 警察職員

15. 警察は、犯罪捜査等の人権にかかわりの深い職務を行っていることから、

「警察職員の職務倫理及び服務に関する規則」（２０００年国家公安委員会規則第１号）において、人権の尊重を大きな柱とする「職務倫理の基本」を定めるとともに、職務倫理に関する教育を警察における教育の最重点項目に掲げ、人権教育を積極的に実施している。

１６．新たに採用された警察職員や昇任する警察職員に対しては、警察学校における憲法、刑事訴訟法等の法学や職務倫理の授業等で人権尊重に関する教育を実施しているほか、性犯罪、ドメスティック・バイオレンス等の主として女性を被害者とする暴力事案等の捜査要領の授業では、被害者への配慮について理解させる教育を実施している。

犯罪捜査、留置業務、犯罪被害者支援等に従事する警察職員に対しては、各級警察学校における専門教育や警察本部、警察署等の職場における研修会等のあらゆる機会をとらえ、被疑者、被留置者、被害者等の人権に配慮した適正な職務執行を期する上で必要な知識・技能等を修得させるための教育を行っている。

（c）裁判官

１７．裁判所においては、第５回報告に対する規約人権委員会の最終見解の趣旨を踏まえ、国際人権規約に関する情報を広める措置が採られていると承知している。

１８．また、裁判官が職務経験年数等に応じて義務として受講する研修の場において、ジェンダーへの配慮も含め、国際人権規約、国際人権や外国人の人権等をテーマとした講義が行われ、国際人権規約の適用及び解釈についても言及されていると承知している。

１９．なお、裁判官、検察官及び弁護士になるいずれの者も、司法研修所において司法修習を受けた後、法曹資格を取得するが、この修習期間中には、ジェンダーへの配慮も含め、国際人権規約や規約人権委員会に関するカリキュラムが組み込まれていると承知している。

（d）検察官

２０．法務省では、検察職員に対して、任官時及びその経験年数等に応じて受講が義務づけられている各種研修において、本規約に関する講義及び犯罪被害者の保護・支援、女性に対する配慮等に関する講義を実施している。

(e) 矯正職員

21. 矯正職員に対しては、矯正研修所及び同支所における各種研修プログラムにおいて、被収容者の人権の尊重を図る観点から、憲法及び人権に関する諸条約を踏まえた被収容者の人権に関する講義や行動科学的な視点を取り入れた研修、セクシュアル・ハラスメント等ジェンダーへの配慮に関する講義等を実施している。また、各矯正施設においても、被収容者の人権について実務に即した自庁研修を行うなど、職員の人権意識の向上に努めている。

(f) 入管職員

22. 入管職員に対しては、各種職員研修において、人権関係諸条約等についての講義を実施し、人権に対する意識の一層の向上を図っている。

(4) 本規約に関する広報

23. 政府は、第5回報告及び委員会の最終見解について、関係省庁間でその意義を共有し、最高裁判所、衆議院及び参議院事務局、地方自治体並びに要望のあった国会議員、民間団体及び個人に対し、その和文仮訳とともに配布した。また、これらは、その和文仮訳とともに、外務省ホームページに掲載し、報道関係者を含め国民等からの要望に応じて随時配布している。

24. 今回の報告作成にあたっては、外務省のホームページ上で広く一般から意見を聴取するとともに、一般市民・NGOの意見を聴くための意見交換会を開催した。政府は、人権尊重の促進に向けた民間レベルでの活動の重要性を認識し、今後とも引き続き市民社会との対話を重視し、継続していく考えである。なお、第6回報告についても、これまでの報告と同様、NGO等市民社会が利用することが可能であるように周知・配布していく。

第2部 逐条報告その他

第1条

25. これまでの報告のとおり。

第2条

1. 外国人問題

(1) 入管法の改正

26. 2009年7月15日に、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国に関する特例法の一部を改正する等の法律」が公布された(2012年7月施行予定)。これに伴い外国人

登録制度は廃止され、新たに導入される在留管理制度により、法務大臣が我が国に中長期間在留する外国人の在留状況を正確かつ継続的に把握出来ることとなる。新たな在留管理制度によって正確に把握された外国人の在留状況に関する情報は、「住民基本台帳法の一部を改正する法律」により新設される市区町村の外国人に係る住民基本台帳に反映され、これらの外国人に対する充実した行政サービスを行うことが可能となる。

27. 新たな在留管理制度では、特別永住者については、現在特別永住者に交付されている外国人登録証明書がその法的地位等を証明するものとして重要な役割を果たしていることに鑑み、これと同様の証明書として、法務大臣が特別永住者証明書を交付することとしている。

特別永住者証明書の記載事項については、これを必要最小限にするとの観点から、外国人登録証明書の記載事項と比べて大幅に削減するとともに、記載事項の変更や再交付などの手続は、従来どおり、市区町村の窓口で行うこととしている。なお、特別永住者証明書は常時携帯する必要はないものとされている。

(2) 外国人労働者の受入れ

28. 我が国の外国人労働者の受入れの基本方針については、第5回報告記載の1999年8月の閣議決定「第9次雇用対策基本計画」において、「我が国の経済社会の活性化や一層の国際化を図る観点から、専門的、技術的分野の外国人労働者の受入れをより積極的に推進する」こととし、「いわゆる単純労働者の受入れについては、国内の労働市場にかかわる問題を始めとして日本の経済社会と国民生活に多大な影響を及ぼすとともに、送出し国や外国人労働者本人にとっての影響も極めて大きいと予想されることから、国民のコンセンサスを踏まえつつ、十分慎重に対応することが不可欠である。」とされている。

就労目的の外国人の受入れについては、2010年3月に策定された第4次出入国管理基本計画において、我が国社会に活力をもたらす外国人の受入れに積極的に取り組んでいくとされている。

29. なお、ビジネス関係者の移動の円滑化に関しては、就労を目的とする在留資格について、逐次関係規定を改正しているほか、2009年の入管法改正に伴い導入される新たな在留管理制度の下では、在留期間を最長5年とすること及び出国後1年以内に再入国する場合は、一定の条件の下で再入国許可を不要とすることとし、在留の利便性の向上に努めている。

(3) 職業紹介体制等

30. 第5回報告で述べたとおり、職業安定法では、職業紹介、職業指導等において国籍等を理由とする差別的取扱いを受けないことが規定されており（同法第3条）、同法に基づいた職業紹介等を、日本人と同様に、我が国で就労する外国人についても行うこととしている。また、外国人労働者の就労環境の一層の整備を図ることを目的として、東京都、大阪府に続き、2008年度に「外国人雇用サービスセンター」を愛知県に設置した。

（4）適正就労の推進等

31. 事業主に対し、2007年度に策定された「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」等に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善指導を進めている。

（5）外国人研修生・技能実習生

32. 研修・技能実習制度については、研修生・技能実習生の保護の強化を図る目的で、2009年7月に出入国管理及び難民認定法を改正した（2010年7月施行）。実務研修（OJT）を行う場合には、原則、入国1年目から「技能実習生」として雇用契約に基づいて技能等修得活動を行うことを義務付け、労働基準法や最低賃金法等の労働基準関係法令上の保護が受けられるようにした。また、関係省令の改正を行い、パスポートの取上げ、賃金不払い等の重大な人権侵害行為を行った受入れ機関の技能実習生の受入れ停止期間を3年から5年に延長した。

33. 上記のように法令改正を行い、違反に対する監視の仕組みを強化した上で、労働基準監督機関においては、技能実習生に係る法定労働条件の履行確保上、問題があると考えられる実習実施機関に対する監督指導を実施し、重大又は悪質な事案については司法処分も含め厳正に対処しているところである。また、出入国管理機関との間に設けた相互通報制度の適切な運用に努めているところである。

34. これらの措置を講じることにより、技能実習生の権利を適切に保護した上で、制度が適正に運用されるよう努めているところである。

（6）在日外国人の子どもたちに対する教育

35. 日本国籍を持たない外国人の子女であっても、我が国の公立学校において義務教育を受けることを希望する場合には、すべて無償で受け入れることとしている。日本の学校教育を受けることを希望しない者は、韓国・朝鮮学校、

アメリカ人学校、ドイツ人学校等の外国人学校において教育を受けることも可能である。

36. 我が国では、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、2010年4月に公立高等学校については授業料を無償とするとともに、私立高等学校等の生徒については、高等学校等就学支援金を支給する制度を創設した。本制度は、国籍を問わず、我が国において後期中等教育段階の学びに励んでいる生徒を等しく支援するものである。なお、各種学校である外国人学校のうち「高等学校の課程に類する課程」を置くものとして文部科学大臣の指定を受けた場合には、高等学校等就学支援金制度の対象となる。

37. これまでの大学入学資格検定を見直し、高等学校卒業程度以上の学力を認定する試験として、2005年1月に「高等学校卒業程度認定試験」を創設した。それにより、受験資格を拡大し、当該年度末までに満16歳以上になる者であれば、国籍を問わず、誰でも受験できることとした。（既に大学入学資格を持っている者を除く。）また、同年8月には、大学院入学資格についても弾力化し、大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者について、当該大学院の入学資格を認めた。

38. なお、2003年9月には、既に各大学における個別の入学資格審査により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者について、当該大学の入学資格を認めること等により、外国人学校の卒業者の大学入学資格について弾力化を行っている。

（7）外国人の人権擁護のための諸活動

39. これまでの報告のとおり、法務省の人権擁護機関では、人権尊重思想の普及高揚を図る立場から、「外国人の人権を尊重しよう」を啓発活動年間強調事項として掲げ、1年を通して全国各地で、テレビ、ラジオ放送、新聞紙、週刊誌等への関連記事の掲載、講演会、座談会、シンポジウム等の開催、啓発冊子の配布等の啓発活動を実施している。

40. また、2002年9月の日朝首脳会談において、北朝鮮側が拉致の事実を正式に認めたこと等から、在日韓国・朝鮮人児童・生徒らに対する嫌がらせ、脅迫、暴行等が発生したため、人権擁護機関では在日韓国・朝鮮人児童・生徒

が多数利用する通学路等においてパンフレット・チラシ等の配布、ポスター掲示等の啓発活動を行うとともに、これらの活動を通じて、在日韓国・朝鮮人児童・生徒に対し、嫌がらせ等を受けたときには、法務省の人権擁護機関に相談するよう呼びかけを行った。

41. さらに、2006年7月及び2009年4月に北朝鮮がミサイルを発射したとの報道がされた際並びに2006年10月及び2009年5月に北朝鮮が核実験を行ったと公表した際にも同様の対応を実施した。

42. 外国人をめぐる様々な人権問題に対しては、人権相談及び人権侵犯事件の調査・処理を通じて、人権侵害による被害の救済及び予防を図っている。「外国人のための人権相談所」は、東京、大阪、名古屋、広島、福岡、高松の各法務局及び神戸、松山の各地方方法務局に設置されている。

2. 障害者施策

(1) 障害者施策の推進体制

43. 第5回報告記載の「重点施策実施5か年計画」(2003年度～2007年度)は各府省間の緊密な連携の下に着実な実施が図られた。その後、「障害者基本計画」の後期5か年間(2008年度～2012年度)に、重点的に施策展開を図る分野について目標や達成期間を定めた「重点施策実施5か年計画」(2008年度～2012年度)が策定された。

44. 2009年以降、障害者施策の推進体制に大きな変化があった。政府は、障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者に係る制度の集中的な改革を行うため、全閣僚を構成員とする「障がい者制度改革推進本部」を設置した。また、その下で障害当事者を中心とする「障がい者制度改革推進会議」(以下、「推進会議」という。)を開催し、障害者施策の推進に関する事項について議論を行った。推進会議における議論を踏まえ、2010年6月に政府は改革の工程表を閣議決定した。そこでは主に「障害者基本法の改正」「障害者総合福祉法(仮称)の制定」「障害を理由とする差別の禁止に関する法律(仮称)の制定」が掲げられた。また、推進会議では障害者基本法の改正に当たって政府に求める事項を取りまとめた。政府はこれを踏まえ、施策の実施状況の監視等を担う組織の設置等を内容とする障害者基本法の改正案(以下、「改正案」という。)を2011年4月22日に国会に提出した。改正案は衆議院で修正が行われ、衆参両院にて全会一致で可決、同年7月29日に成立した。

（２）障害福祉サービス

４５．障害福祉サービスについては、身体・知的・精神の三障害共通の仕組みの下で障害者の地域生活を支援することを目的とした２００５年の障害者自立支援法などにに基づき行われているが、２０１０年１２月１０日に公布された「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」により、障害者自立支援法や児童福祉法が改正された。この改正においては、利用者負担を負担能力に応じた負担に見直すほか、相談支援や障害児支援の強化、グループホーム・ケアホームを利用している障害者に対する家賃の助成、重度視覚障害者の移動を支援するサービスの創設など、障害者の地域生活を支援する施策のより一層の充実を図ることとしている。

４６．また、精神障害者施策については、２００６年に障害者自立支援法の施行に伴い、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正が行われ、医療保護入院等に係る精神保健指定医による診察の特例措置の導入、任意入院患者に関する病状報告制度の導入など、より一層精神障害者の人権に配慮した医療が確保されている。

（３）雇用の場における障害者の社会参加

４７．雇用の場における障害者の社会参加については、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）及び同法に基づき策定された障害者雇用対策基本方針（２００９年度～２０１２年度）に基づき推進している。

４８．また、２００８年１２月には、障害者の雇用が着実に進展する中で、障害者雇用状況の改善が遅れている中小企業における障害者雇用の促進を図るため、①障害者雇用納付金制度の対象事業主の拡大、②短時間労働者の雇用義務の対象化等を内容とする障害者雇用促進法の改正が行われ、２００９年４月から段階的に施行されている（①②については２０１０年７月施行。２０１５年４月からは①について更なる対象拡大を予定）。

３．第一選択議定書

４９．本規約第一選択議定書が定める個人通報制度については、本規約の実施の効果的な担保を図るとの趣旨から注目すべき制度と認識している。同制度の受入に当たって、我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無、及び

個人通報制度を受け入れる場合の実施体制等の検討課題につき、政府部内で検討を行っており、2010年4月には、外務省内に人権条約履行室を立ち上げた。引き続き、各方面から寄せられる意見も踏まえつつ、同制度の受入れの是非につき真剣に検討を進めていく。

第3条

1. 男女共同参画社会の実現に向けた推進体制

50. 我が国はこれまで、男女共同参画社会の実現に向けた推進体制を充実強化してきたが、政府は、2010年12月、男女共同参画社会基本法に基づく第3次男女共同参画基本計画を閣議決定した。この基本計画は、2010年7月の男女共同参画会議において取りまとめた「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（答申）」を踏まえ、我が国における男女共同参画社会の形成が一層加速されるよう、各重点分野において具体的な数値目標とスケジュールを盛り込むなど、実効性のあるアクション・プランとして策定した。また、本計画の策定過程で国民各層から幅広く意見・要望を聞き、寄せられた意見等を可能な限り反映するよう努力した。

51. 本計画では、以下の15の重点分野が掲げられ、それぞれの分野について「基本的考え方」を定めている。また、「基本的考え方」の下で、平成32年までを見通した長期的な政策の方向性と平成27年度末までに実施する具体的な施策が盛り込まれている。政府においては、地方公共団体、国民各層との連携をより一層深めつつ、本計画に掲げた施策を着実に推進し、男女共同参画社会の形成を期するものである。

52. 15の重点分野

- ① 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- ② 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革
- ③ 男性、子どもにとっての男女共同参画
- ④ 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- ⑤ 男女の仕事と生活の調和
- ⑥ 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進
- ⑦ 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援
- ⑧ 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
- ⑨ 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ⑩ 生涯を通じた女性の健康支援
- ⑪ 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

- ⑫ 科学技術・学術分野における男女共同参画
- ⑬ メディアにおける男女共同参画の推進
- ⑭ 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進
- ⑮ 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

2. 女性の政策・方針決定参画状況

53. 政府は、第3次男女共同参画基本計画において実効性ある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進を掲げ、各重点分野において、期限と数値を定めたゴール・アンド・タイムテーブル方式のポジティブ・アクションを導入した。

54. 我が国における国政の分野への女性の参画状況のうち、女性国会議員数については、2011年11月の時点で総数721人のうち97人（13.5%）、衆議院議員479人のうち52人（10.9%）、参議院議員242人のうち45人（18.6%）である。国会において女性が就いている役職については、2011年11月の時点で衆議院における常任委員長及び特別委員長がある。

55. 政府は、第3次男女共同参画基本計画において、これまで取り上げてこなかった政治分野への女性の参画の拡大について定め、衆議院議員の候補者に占める女性割合及び参議院議員の候補者に占める女性割合について、それぞれ2020年までに30%を目指すという目標を初めて設定した。同計画に基づき、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）は、各政党及び各地方議会議長会に対し、各政党の役員等に占める女性割合、国会議員選挙及び地方議会選挙における女性候補者の割合の拡大や仕事と生活の調和の推進体制の整備、女性の地方議会議員のネットワーク形成を始めとするポジティブ・アクションの導入について協力を要請した。

56. 国の審議会等委員への女性の参画の促進については、2006年4月の男女共同参画推進本部決定で2020年までに、政府全体として、男女のいずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満にならない状態を達成すること、また当面の目標として2010年度末までに33.3%とすることを目標とした。2010年9月末時点で33.8%を達成しており、現在は、2020年までの目標に向けて女性人材データベースなどを活用しながら、各省において取組を進めている。

57. 国家公務員採用試験の受験、採用及び登用に関しては、国家公務員法に

定める平等取扱いの原則及び成績主義の原則により、女性に対する制限、差別はなく男女平等の取扱いとなっている。

58. なお人事院は、一層の女性国家公務員の採用・登用の拡大を図るため、2001年5月に「女性国家公務員の採用・登用の拡大等に関する指針」を策定、各府省に通知して、各府省における女性職員の採用・登用の拡大を推進している。この指針は、その後の男女共同参画基本計画の改定を踏まえて、2005年12月及び2011年1月に改定が行われている。

59. 国家公務員への女性の参画の拡大については、2004年4月に各省庁人事担当課長会議での申し合わせで、2010年度頃までの政府全体としての採用者に占める女性割合を国家公務員I種試験事務系については30%程度を目標にし、2004年度には21.3%であった割合が2009年度には初めて30%を超えた。一方、本省課室長相当職以上については、2008年4月に男女共同参画推進本部で決定した「女性の参画加速プログラム」において、2010年度末までに5%程度との目標が設定されていたが、2005年度時点の1.7%から2008年度には2.2%に増加したものの、目標達成には届かなかった。このため、第3次男女共同参画基本計画においては、政府全体の目標として、役職段階ごとの数値目標を設定するとともに、各府省においても採用・登用に関する数値目標を設定することとした。地方公務員への女性の参画拡大については、各都道府県知事・政令指定都市市長に対し、ポジティブ・アクションの導入等に関する要請を内閣府特命担当大臣（男女共同参画）から行った。

3. 雇用対策

(1) 雇用状況

60. 日本の全雇用者に占める女性雇用者の割合は上昇傾向にあり、女性の労働市場への進出が進んでいる。2009年の係長、課長、部長相当職における女性の割合は、11.1%、5.0%、3.1%であり、それぞれ上昇している。

61. また、政府は、企業の自主的な取組を促進するため、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスに取り組む企業を積極的に評価・支援し、これらに関連する調査等の委託先の選定に当たり、当該調査等の品質確保の観点から、男女共同参画等に積極的に取り組む企業に加点する取組を2010年度に初めて行った。

(2) 男女雇用機会均等法の遵守措置

62. 2006年に男女雇用機会均等法を改正し(2007年4月から全面施行)、男女双方に対する差別の禁止、間接差別の禁止、セクシュアルハラスメント対策の強化、ポジティブ・アクションの推進等を内容とする法律の整備を行った。

63. 男女間の賃金格差については、2008年6月より開催した「変化する賃金・雇用管理制度の下における男女間賃金格差に関する研究会」の報告書を受け、政府において2010年8月に各企業における男女間格差の実態把握・気づきを促すため、賃金・雇用管理の見直しの視点や格差の実態を把握するための調査票といった実践的な支援ツールを盛り込んだ「男女間の賃金格差解消に向けた労使の取組支援のためのガイドライン」を作成した。

64. また、2011年度には、業種毎の雇用管理の実態の特徴を踏まえ、業種別に男女間格差の「見える化支援ツール」及び支援ツールの活用マニュアルを作成・普及し、ガイドラインをより利用しやすいものに改善するとともに、その普及を図ることとしている。

(a) 間接差別の禁止

65. 間接差別については、公労使三者構成の審議会における審議を踏まえ、男女雇用機会均等法上違法となるものを厚生労働省令で定めている。

66. 世帯主であることを要件として家族手当や住宅手当を支給することについては、前述の審議会で①世帯主を男女すなわち夫婦のどちらにするかについては、世帯での選択が可能な事項であり、女性が世帯主になることが排除されているものではないこと、②家族手当や住宅手当の支給方法等については、生活補助的な賃金として、労使協議のなかで積み上げられてきたものであること、といった強い意見がみられ、直ちに間接差別として違法とすべきというコンセンサスは得られなかったため、間接差別規定の対象としないこととしている。

67. また、パートタイム労働者や契約社員といった立場に基づく従業員間の異なる取り扱いについても、①これまでの審議会の議論においてパート労働者の処遇問題は、パートタイム労働法で対応することが適当であるとの強い意見が見られたこと、②実際、正社員とパートタイム労働者の均衡処遇の問題は、その本質を性差別というよりは雇用形態間の処遇の均衡問題であること等から

直ちに間接差別として違法とすべきというコンセンサスは得られなかったため、間接差別規程の対象としないこととしている。

68. なお、男女雇用機会均等法の下で制定された指針の中で、省令で規定された措置以外についても、裁判において、間接差別として違法と判断される可能性がある旨を明記し、パンフレット等にもその旨を記載しているところであり、今後ともこのような取組を通じて周知・啓発を図っていく。

(b) セクシュアルハラスメント対策の強化

69. セクシュアルハラスメントに係る事案は、未然の防止対策こそが重要であり、このため男女雇用機会均等法においては、セクシュアルハラスメントの防止のため労働者からの相談に適切に対応するために必要な体制の整備等の雇用管理上必要な措置を講ずることを事業主に義務づけることとし、事業主の雇用管理上の責務を定めている。

70. なお、職場におけるセクシュアルハラスメントについては、強制わいせつ罪等の犯罪となることがあり、刑罰法規に当たる場合には、事案に応じた適切な捜査処理及び科刑の実現が図られている。

(c) ポジティブ・アクションの推進

71. 2008年の男女雇用機会均等法改正においては、ポジティブ・アクションの一層の進展を図るため、新たにポジティブ・アクションの実施状況を外部に開示する事業主に対して国から相談その他の援助を行うことができることとした。

72. また、2010年度から個別企業の取組を自己診断できるシステム等のコンテンツを追加したポータルサイトによりポジティブ・アクションに関する総合的な情報提供を行うとともに、大企業に比べて取組の遅れている中小企業に対するコンサルタントの派遣、マニュアルの作成といったポジティブ・アクションの導入を支援する事業を実施している。

73. なお、第三次男女共同参画基本計画において、ポジティブ・アクションに取り組む企業の割合を2014年までに40%超とする目標を設けている。

(3) 育児・介護支援

(a) 育児・介護休業法の改正

74. 少子化対策の観点から喫緊の課題となっている仕事と家庭の両立支援等を一層推進するため、2009年6月に育児・介護休業法の改正（2010年6月30日から施行）が行われた。その主な内容は以下のとおり。

- ① 3歳までの子を養育する労働者について、短時間勤務制度（1日6時間）を設けることを事業主の義務とし、労働者からの請求があったときの所定外労働の免除を制度化
- ② 父母がともに育児休業を取得する場合、1歳2か月（改正前1歳）までの間に、1年間育児休業を取得可能とした（パパ・ママ育休プラス）。
- ③ 介護のための短期の休暇制度を創設（要介護状態の対象家族が、1人であれば年5日、2人以上であれば年10日）

75. なお、2010年に実施された調査（厚生労働省「平成22年度雇用均等基本調査」）によると、出産者（女性）に占める育児休業取得者割合は83.7%、配偶者が出産した者（男性）に占める育児休業取得者割合は1.38%であった。育児休業取得者の男女比は女性の97.1%に対し男性は2.9%となっている。

（b）仕事と家庭の両立支援

76. 仕事と育児・介護等を両立させながら働き続けることのできる環境を整備するため、育児・介護休業法の周知徹底、次世代育成支援対策推進法に基づく事業主の取組推進、助成金の支給を通じた事業主への支援、保育ニーズへの対応等仕事と家庭の両立が図れる雇用環境の整備に取り組んでいる。

77. 具体的には、待機児童解消に向け、「子ども・子育てビジョン」において、潜在的な保育ニーズにも対応した数値目標を定め、定員を毎年約5万人ずつ増やしていくこととし、具体的には平成23年度予算において、保育所運営費の確保等により量的拡充を図っている。

78. また、保育所の整備等を更に促進させるため、2008年度第2次補正予算において都道府県に創設された「安心こども基金」を2009年度第1次・第2次補正予算、2010年度補正予算において増額するとともに、2010年度末までとしていた事業実施期間を、2011年度末まで延長した。この「安心こども基金」により、地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館等）を活用した認可保育所の分園等設置促進、家庭的保育の拡充についても取り組んでいる。

79. さらに、2010年11月29日に取りまとめられた「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト」により、質の確保された認可外保育施設への助成や、複数の家庭的保育者（保育ママ）が同一の場所で実施する事業などを進めていくこととしている。

（４）関連の取組

80. 長時間労働を抑制し、労働者の健康確保や、仕事と生活の調和を図ることを目的とする「労働基準法の一部を改正する法律」が、2010年4月1日から施行されている。

81. この改正では、1か月60時間を超える時間外労働については、法定割増賃金率を25%から50%に引き上げる（中小企業については当分の間適用を猶予）など、長時間労働に対する規制を強化しており、現在この内容の定着を図っている。

82. 2007年のパートタイム労働法一部改正法附則において、改正法施行3年経過後の施行状況を勘案して必要な措置を講じることとされていることを踏まえ、2011年9月から、労働政策審議会雇用均等分科会において、パートタイム労働対策の在り方について検討している。

4. 暴力からの保護

（１）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

83. 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、「配偶者暴力防止法」という。）は、2004年6月に第一次改正が行われ、さらに2007年7月には、保護命令の拡充や市町村についての規定の強化を柱とした改正法が成立し、2008年1月に施行された。

84. 同法は、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的としている。

85. 第二次改正の主な内容は、以下のとおり。

①保護命令制度の拡充

- （a）生命又は身体に対する脅迫を受けた被害者に係る保護命令
- （b）電話等を禁止する保護命令
- （c）被害者の親族等への接近禁止命令

- ②市町村基本計画の策定の努力義務
- ③配偶者暴力相談支援センターに関する改正
- ④裁判所から配偶者暴力相談支援センターへの保護命令の通知 など。

(2) 政府の取組

86. 政府においては、2007年の第二次改正を踏まえ、既存の基本方針を見直し、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」を2008年1月11日に策定した。

87. また、内閣府に置かれている男女共同参画会議の女性に対する暴力に関する専門調査会において、配偶者暴力防止法の円滑な施行に向けた検討を行い、当検討結果は、2010年12月17日に政府において策定された「第3次男女共同参画基本計画」に盛り込まれている。現在は、当計画に基づき、夫・パートナーからの暴力を含む女性に対する暴力に関し、幅広い取組を推進している。

(a) 取締り

88. 警察では、配偶者からの暴力の特性を踏まえ、事案に応じた適切な対応、保護命令に係る被害者対策、保護命令違反や他法令に違反する場合の厳正な取締り等を推進している。配偶者暴力防止法の適用状況は以下のとおり。

	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
警察本部長等の援助	4,260	5,208	7,225	8,730	9,748
保護命令違反検挙	53	85	76	92	86
他法令による検挙	1,525	1,581	1,650	1,658	2,346

89. 家庭内の暴力や性的虐待であっても、殺人罪、傷害致死罪、傷害罪、暴行罪、逮捕監禁罪、強制わいせつ罪及び強姦罪等の処罰規定の適用が排除されるものではなく、家庭内の暴力や性的虐待については、事案に応じた適切な捜査処理及び科刑の実現が図られているほか、保護命令の対象にもなり、同命令違反についても、違反者の身柄を拘束して捜査に当たるなど、事案に応じた適切な捜査処理及び科刑の実現が図られている。

90. 刑法の強姦罪は、配偶者による強姦についても処罰の対象としている。

91. 我が国においては、近親関係を悪用して人の性的自由を侵害する行為は

強姦罪、強制わいせつ罪及び児童福祉法違反の罪等として処罰され得るところであり、また、性交以外の性的暴行や男性に対する性的暴行は、強制わいせつ罪によって処罰の対象とされており、厳正に対処しているところである。

92. 強姦罪及び強制わいせつ罪が成立するためには、被害者の抵抗を著しく困難にする程度の暴行・脅迫は必要であるが、実際に被害者の抵抗があることは犯罪の成立要件とはされていない。また、強姦罪及び強制わいせつ罪は、被害者の名誉やプライバシーを保護するとの趣旨から親告罪とされている。

(b) 被害者の保護・支援の取組

93. 子どもを同伴している配偶者暴力被害者については、母子家庭に対する支援の枠組みにより、児童扶養手当の支給、母子生活支援施設での支援、各種の就業支援など様々な取組を推進している。

94. 各都道府県に設置されている婦人相談所において、配偶者からの暴力被害女性や人身取引被害女性等からの相談に応じるとともに、保護が必要な女性に対しては一時保護や婦人保護施設への入所措置を行うなどの支援を行っている。また、国においては、配偶者からの暴力被害者等の保護・支援を行っている都道府県に対し、心のケアのための心理療法担当職員の配置、外国人被害者を支援するための専門通訳者養成研修、弁護士等による法的な調整や援助を得るための法的対応支援などについて、予算補助を行っている。

95. 配偶者からの暴力の被害者である外国人について、入国管理局では、関係機関と連携して被害者の身体の保護を確実なものとする一方、配偶者からの暴力被害のために別居を余儀なくされたり、提出資料が用意できない被害者からの在留期間の更新申請や、配偶者からの暴力被害を要因として在留資格の変更が必要となった被害者からの在留資格の変更申請については、原則としてこれを許可し、また、配偶者からの暴力被害を原因として不法残留等の入管法違反となっている場合は、在留を特別に許可するなど、迅速かつ適切に対応している。

(3) 刑事手続における性犯罪被害者の保護

96. 警察では、性犯罪被害者の立場に立った適切な対応により、被害者の精神的負担の軽減を図るとともに、適正かつ強力な性犯罪捜査を推進するため、前回報告した施策に加え、警察大学校等における性犯罪捜査員を対象とした専門的教養の実施等の施策を推進している。

97. 児童買春等の事件の捜査・公判においては、児童買春・児童ポルノ法第12条の趣旨に照らし、被害児童の人権及び特性に配慮しており、公判段階においては、被害者特定事項の秘匿（刑事訴訟法第290条の2第1項第2号）やビデオリンクによる証人尋問（刑事訴訟法第157条の4第1項第2号）が可能である。

（4）ストーカー行為等の規制等に関する法律

98. 警察では、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」に基づき、厳正な取締りを推進するとともに、被害者の支援及び防犯対策並びに広報啓発活動を推進している。同法律の適用状況は以下のとおり。

	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
警告	1,375	1,384	1,335	1,376	1,344
禁止命令等	19	17	26	33	41
警察本部長等の援助	1,631	2,141	2,260	2,303	2,470
ストーカー規制法違反検挙	183	242	244	263	229
ストーカー行為罪	178	240	243	261	220
禁止命令等違反	5	2	1	2	9

（5）女性の人権擁護のための諸活動

99. 法務省の人権擁護機関では、「女性の人権を守ろう」を啓発活動年間強調事項として掲げ、1年を通して全国各地で、女性の人権問題をテーマとした講演会や座談会の開催、テレビ・ラジオ、新聞・雑誌等による広報、ポスター・リーフレット等の作成・配布、各種イベントにおける啓発活動などを行っている。

100. なお、専用相談電話「女性の人権ホットライン」については、2010年は約23,000件の利用があった。（法務省）

第4条

101. これまでの報告のとおり。

第5条

102. これまでの報告のとおり。

第6条

死刑問題

(1) 適用状況

103. 我が国においては、死刑の定めのある罪を19罪に限定し、うち外患誘致を除く他のすべての罪については死刑以外に無期又は有期の懲役刑又は禁錮刑を選択刑として規定し、重大な犯罪の罪種の中でも特に重大なもの（殺人又は人の生命を害する重大な危険のある故意の行為）についてのみ死刑が適用されるような法制が採られている上、具体的な事件においても「犯行の罪質、動機、態様ことに殺害の手段方法の執拗性・残虐性、結果の重大性ことに殺害された被害者の数、遺族の被害感情、社会的影響、犯人の年齢、前科、犯行後の情状等各般の情状を併せ考察したとき、その罪責が誠に重大であって、罪刑の均衡の見地からも一般予防の見地からも極刑がやむをえないと認められる場合には、死刑の選択も許される」との最高裁第2小法廷判決（1983年7月8日）の趣旨等を踏まえて、死刑の適用は極めて厳格かつ慎重に行われている。現に、2006年から2010年までの5年間に死刑が適用され判決が確定した者は、合計80名であり、いずれも残虐な殺人事件や強盗殺人事件に限られ、人の殺害を伴わない事案はない。

(2) 死刑存廃等についての考え方

104. 死刑の存廃については、基本的には、各国において、当該国の国民感情、犯罪情勢、刑事政策の在り方等を踏まえて慎重に検討し、独自に決定すべきものと考えている。我が国では、死刑の存廃は、我が国の刑事司法制度の根幹にかかわる重要な問題であるから、国民世論に十分配慮しつつ、社会における正義の実現等種々の観点から慎重に検討すべき問題と考えている。我が国として、現時点では、国民世論の多数が極めて悪質、凶悪な犯罪については死刑もやむを得ないと考えていること（2009年11月から12月に実施された最新の世論調査では、85.6%が「場合によっては死刑もやむを得ない」と回答している。）、凶悪犯罪がいまだ後を絶たない状況等にかんがみれば、その罪責が著しく重大な凶悪犯罪を犯した者に対しては、死刑を科することもやむを得ず、直ちに、死刑を廃止することは適当でないと考えている。

105. 上記の理由から、本規約の第二選択議定書の締結問題については、慎重な検討が必要である。

106. なお、死刑の代替刑として主張されることがある仮釈放を認めない終

身刑については、一生拘禁されることにより受刑者の人格が完全に破壊されるなど、刑事政策上問題の多い刑であるとの指摘もあり、様々な観点から慎重な検討が必要であると考えている。

(3) 死刑確定者の処遇

(a) 死刑確定者の収容の根拠、処遇一般

107. 死刑の判決が確定した者は、死刑の執行に至るまで、拘置所に収容される。死刑確定者は、作業を行う義務はないこと、飲食物の自費購入が認められることなど、おおむね未決拘禁者に準じた処遇を受けている。また、その心情の安定に資するため、希望により宗教教誨及び篤志面接委員による助言・指導も行われている。

(b) 死刑確定者の外部交通

108. 死刑確定者は、死刑の執行を待つといういわば極限的な立場に置かれ、極めて大きな精神的不安と苦悩のうちにあるので、身柄を厳格に確保するとともに、その心情の安定が得られるよう配慮する必要がある。

109. このような観点から、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律では、死刑確定者の外部交通を、①親族、②重大な利害に係る用務の処理のための面会又は信書の発受をすることが必要な者、③心情の安定に資すると認められる者については原則として許すこととし、それ以外の者については、交友関係の維持その他面会等を必要とする事情があり、かつ、刑事施設の規律・秩序を害するおそれがないと認めるときに、刑事施設の長の裁量により、許すことができると規定されている。

(c) 死刑執行の本人及び家族に対する告知

110. 死刑確定者本人に対する死刑執行の告知は、執行の当日、執行に先立って行う取扱いとしている。これは、執行の当日より前の日に告知した場合、当該死刑確定者の心情に及ぼす影響が大きく平穏な心情を保ち難いと考えられること等の理由によるものである。

111. また、被収容者が死亡した場合には、その遺族等に対し、死亡の原因及び日時等を速やかに通知するとの規定のほかは、死刑確定者の家族等への通知に関する法令上の規定は何ら存しないところ、死刑の執行日については、事前に家族を始めとして外部の者には知らせない取扱いとしている。これは、死刑確定者の家族等に対し、死刑執行の日時を事前に告知することにより、通知

を受けた家族に対し無用の精神的苦痛を与えること、仮に通知を受けた家族との面会が行われ、死刑確定者本人が執行の予定を知った場合には、本人に直接告知した場合と同様、当該死刑確定者の心情に及ぼす影響が大きく平穏な心情を保ち難いと考えられること等の理由によるものである。

(d) 恩赦

112. 死刑確定者は収容されている刑事施設の長に対していつでも恩赦の出願をすることができ、出願があったときは、その刑事施設の長は、意見を付して、中央更生保護審査会にその上申をしなければならず、これを受けた中央更生保護審査会において、審理がなされることとなっている。近年、死刑確定者について恩赦がなされた例はないが、死刑確定者から恩赦の出願があると、その都度恩赦の上申がなされ、中央更生保護審査会において審理が行われている。また、恩赦の審理を求める手続については、恩赦法及び恩赦法施行規則に規定されている。

(e) 高齢者および精神障害者

113. 我が国の法律上、死刑の執行に関し、高齢者であることを理由に特別の取扱いを定めたものはないが、刑事訴訟法第479条第1項は、死刑の言渡を受けた者が心神喪失の状態にあるときは、法務大臣の命令によって執行を停止すると規定しており、死刑確定者の精神状態については、常に注意を払い、必要に応じ、医師の専門的見地からの診療等を受けさせるなど、慎重な配慮がなされており、このような判断をも踏まえて、心神喪失の状態にあると判断された場合には、死刑の執行を停止することとなる。

第7条

114. 我が国は、1999年6月に拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約を締結し、同条約第19条1に基づき、第1回政府報告を2005年12月に、第2回政府報告を2011年7月に提出した。

115. なお、2009年7月15日に公布された「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国に関する特例法の一部を改正する等の法律」において、退去強制を受ける者を送還する場合の送還先に、拷問禁止条約第3条第1項に規定する「拷問が行われるおそれがあると信ずるに足りる実質的な根拠がある国」を含まないことを明文化した。

第8条

1. 人身取引対策

116. 日本政府は2004年に策定した人身取引対策行動計画に基づき、IC旅券の導入等の水際対策、在留資格「興行」に係る上陸許可基準の見直し及び査証審査の厳格化、人身売買罪の創設、取締りの徹底、人身取引被害者への在留特別許可の付与を可能とする入管法の改正等の人身取引対策を着実に実施し、大きな成果を上げてきた。政府は、人身取引の手口の巧妙化・潜在化などの人身取引をめぐる近年の情勢を踏まえ、2009年12月にこれを改訂し、「人身取引対策行動計画2009」を策定した。これに基づき、関係機関が相互に連携し、それぞれの施策を包括的に実施していくことで、人身取引の防止・撲滅及び被害者の保護の一層の充実を図ることとしている。

117. 同計画では、広報資料等を活用した潜在的被害者に対する被害者保護施策の周知を盛り込むとともに、警察、入国管理局、法務局、婦人相談所、児童相談所、労働基準監督署、外務本省、市区町村等の各種窓口や外国人総合相談窓口において適切な対応がなされるよう、関係機関相互の連携を図り、また、警察、入国管理局、労働基準監督署等が所管事犯や法違反事案を取り扱う際には、人身取引事犯の早期発見に努めることとしている。

118. 入国管理局における各種手続、警察における風俗営業等に対する立入調査や取締り、婦人相談所における人身取引被害女性の保護等の活動や在京大使館、NGO関係者、弁護士等からの情報提供を通じて、関係行政機関において、外国人女性及び外国人労働者の稼働状況や人身取引被害の発生状況、国内外のブローカー組織の現状等の把握・分析に努めるとともに、わが国を經由して第三国に入国を図ろうとする人身取引事案の防止のため、航空会社と協力して、ブローカー等からの偽変造旅券の受渡し等不審な動きの監視・摘発に努めている。

119. 入国管理局では、人身取引事案についてデータベース化し人身取引の防止を図っている。

120. 人身取引事案については、2005年の刑法改正により、人身取引議定書で犯罪化が要請されている全ての類型が処罰対象となるとともに、逮捕監禁罪等の関連犯罪の法定刑が引き上げられ、刑法やその他関連刑罰法規を適用して人身取引事案の訴追を行っている。

121. また、同年の入管法改正により、被害者保護の強化（被害者に在留特別許可できる規定の新設等）及び加害者処罰に係る規定を整備するなど、関連法規の改正を行っている。

122. 量刑は、犯罪の態様、結果、動機、犯行への関与の程度、前科等の諸事情を総合的に考慮して決せられるものであるところ、2010年において、警察が人身取引事案として検挙し、起訴された14名の量刑は、懲役刑の実刑判決を受けた者が7名（5名は罰金併科）、執行猶予付の懲役刑の判決を受けた者が6名（4名は罰金併科）、罰金判決を受けた者が1名であり、事案に応じて適切な量刑が科されている。

123. 被害者の保護については、関係機関と連携の上、その推進に取り組んでいる。婦人相談所における被害女性の保護、援助等については、より適切な保護が見込まれる場合には民間シェルター等への一時保護委託を実施しているほか、被害者の母国語による支援の充実、必要な医療ケアの提供、カウンセリング、利用可能な法的援助に関する周知を図っている。また、我が国への滞在が中長期化している被害者に対する保護施策についても、被害者の精神的負担の軽減に努めることとしている。

124. さらに、被害者の保護を優先する観点から、被害者の立場を十分考慮しながら、被害者の希望等を踏まえ、被害者が正規在留者である場合には、在留期間の更新や在留資格の変更を許可し、被害者が不法残留等の入管法違反状態にある場合には、在留特別許可を行って、被害者の法的地位の安定を図っている。

125. 2005年の入管法改正以降現在までの間に保護した人身取引被害者のうち、不法滞在状態にあった者全員について在留を特別に許可している。

2. いわゆる従軍慰安婦問題

126. 本規約は、我が国が同規約を締結（1979年）する以前に生じた問題に対して遡って適用されないため、いわゆる従軍慰安婦問題を同規約の実施状況の報告において取り上げることは適切でないが、2008年10月第94回会期自由権規約委員会の審議及び日本の報告書に対する最終見解に留意し、我が国の取組について述べることとする。

127. 我が国は、かつて植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えた事実を謙虚に受け止め、これまで痛切な反省の意を表し、心からのお詫びの気持ちを表明してきた。また、戦後一貫して、軍事大国にならず、いかなる問題も平和的に解決するとの立場を堅持している。

128. 我が国政府としては、いわゆる従軍慰安婦問題が多数の女性の名誉と尊厳を傷つけた問題であると認識しており、これまで、機会あるごとに慰安婦の方々へ心からのお詫びと反省の気持ちを表明してきた。

129. 我が国は、関係国との間でサンフランシスコ平和条約、二国間の平和条約等を締結し、それらに従って賠償の支払い等を誠実に行ってきた。このように先の大戦に関する請求権等の問題については、これら条約等の当事国との間においては、法的に解決されている。しかしながら、慰安婦問題は多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題であるとして、日本政府は日本が心からのお詫びと反省の気持ちを元慰安婦の方々に表明することが適当であると判断した。アジア女性基金（AWF）は、1995年に設立され、政府による約48億円の支援を受けながら元慰安婦の方に医療・福祉事業や、日本国民の募金を原資とした計約6億円の「償い金」を直接届ける等の支援を行った。

130. 同基金は、関係国との調整の結果、最後の事業としていたインドネシア事業が完了したことから、2007年3月末をもって解散したが、日本政府としては、同基金の事業に表れた日本国民の本問題に対する真摯な気持ちに理解が得られるよう今後とも最大限努力していく考えであり、同基金の事業のフォローアップを行っていく。

第9条

1. 被疑者の身柄拘束

(1) 身柄拘束期間

131. これまでの報告のとおり。

(2) 取調べ

(a) 取調べに係る手続の適正

132. 検察では、2008年4月、取調べの適正を一層確保するため、検察における取調べ適正化方策を公表した。同方策では、被疑者やその弁護人等から取調べに関する不満等の陳述や申入れがなされた場合、その内容を書面化さ

せて決裁官にその内容等を報告させ、決裁官において、所要の調査を行って必要な措置を講じ、可能な範囲で申入れ者に説明を行うこととし、その後、同方策に従った運用がなされている。

133. 警察においても、2008年1月、警察捜査における取調べの一層の適正化を推進するため、警察捜査における取調べ適正化指針を取りまとめ、取調べに対する監督の強化、取調べ時間の管理の厳格化及び捜査に携わる者の意識向上等、これに基づく各種施策を推進している。

134. 加えて、検察では、2011年7月、最高検察庁に監察指導部を新設し、同部において、違法又は不適正な取調べを含む検察官等の違法・不適正行為等を把握し、調査を行った上で指導するなどの体制を整備した。

(b) 時刻と時間

135. 捜査の流動性や事件の多種多様性にかんがみると、一定時間を超える取調べや特定の時間帯における取調べを法律で一律に規律することは困難である。

136. もっとも、近年、我が国の警察及び検察では、被疑者に過度の負担をかけることがないように、従前にも増して、取調べの時間及び時刻について配慮している。

137. 検察では、検察における取調べ適正化方策において、逮捕・勾留中の被疑者を取り調べるに当たっては、①刑事施設等において定められている時間帯に就寝、食事又は入浴等ができるように努めること、②やむを得ない理由がある場合以外は、深夜に又は長時間にわたる被疑者の取調べは避けること、③被疑者の取調べにおいては、少なくとも4時間ごとに休憩時間をとるように努めることとし、その後、同方策に従った運用がなされている。

138. 警察においては、やむを得ない理由がある場合のほか、深夜に又は長時間にわたる取調べを原則として避けなければならないとする規定を内部規則に明記し、また、2008年1月に取りまとめた警察捜査における取調べの適正化指針に基づき、新たな内部規則を制定し、1日につき8時間を超えて取調べを行うとき等には警察本部長等の事前の承認を受けるとした上、この事前の承認を受けずにかかる取調べを行った場合、取調べの中止その他の措置を講ずることを同内部規則に明記している。

139. さらに、我が国の警察及び検察では、取調べ時刻及び時間等を書面で記録するとともに、その内容を被疑者に確認させて、その署名押印を得ることなどの措置を講じ、取調べ時間の適正や客観性を担保することとしている。

(c) 弁護人の立会い

140. 我が国の刑事司法手続においては、諸外国で認められているような司法取引や会話の傍受等の強力な証拠収集手段がほとんど認められていないことなどから、被疑者の取調べは、事案の真相を解明するため最も重要な捜査手法となっており、極めて重要な役割を果たしている。

141. ところが、被疑者の取調べに弁護人を同席させることを義務付けるとした場合、①取調官が被疑者と向き合い、聴取と説得を通じてその信頼を得つつ、事案の真相を聞き出すという取調べの本質的機能を大きく阻害するおそれがあること、②取調べの際に示される証拠や情報を弁護人が直接見聞することとなるため、例えば、他の客観的証拠等と矛盾する供述をしている被疑者に対し、取調官が一部の証拠の内容を示して矛盾点を問い質すなど、我が国で一般的に用いられている取調べの手法を用いることが困難となる場合が生じ、被疑者の供述の真偽を吟味しながら十分な取調べを行うことが困難となること、③起訴前の身柄拘束には、最長23日間という期間制限が設けられているところ、弁護人の同席が得られない限り取調べを行うことができない仕組みとすると、必要に応じて迅速に取調べを行うことができなくなること、などにより捜査に重大な支障を生ずるおそれがある。

142. 他方で、被疑者と弁護人との接見については、被疑者国選弁護制度の対象事件が死刑、無期又は長期3年を超える懲役又は禁錮に当たる事件へと拡大され、第10条部分に後述のとおり、我が国において、被疑者と弁護人との接見については、従来以上にその保障が担保されている。弁護人の立会いの問題については、刑事手続全体における取調べの機能、役割との関係で慎重な配慮が必要であるところであり、様々な観点からの慎重な検討を要する問題であると考えている。

(d) 電磁的手段による記録

143. 検察においては、裁判員裁判における自白の任意性の効果的・効率的な立証方策の検討の一環として、2006年7月から被疑者の取調べの録音・録画の試行を始め、2009年4月から、原則として、裁判員裁判対象事件の

うち自白事件の全件について被疑者の取調べの録音・録画を実施することとし、その後、２００９年４月から２０１１年３月末までに合計３，２９６件の取調べの録音・録画が実施された。

１４４．警察においても、同様に、２００８年９月から、一部の都府県警察において、裁判員裁判対象事件のうち自白事件の被疑者の取調べの録音・録画の試行を開始し、２００９年４月からこの試行を全国警察に拡大した。２０１１年３月末までに、合計７９１件の試行が実施された。

１４５．このような検察及び警察における録音・録画は、取調室の状況や取調官の発問状況、被疑者の表情、声の様子、挙動等を客観的に明らかにするものであり、録音・録画された取調べの中において、被疑者が自白の経緯や取調べ状況について自由に供述する機会が与えられている上、犯罪を立証する上で不利な供述がなされていても途中で録音・録画が中断されることはなく、録音・録画については、その終了後に一切改変や編集を加えることなくそのまま弁護人に開示されている。

１４６．また、法務省等において、被疑者の取調べの可視化やこれを含めた刑事司法制度の在り方等についての検討がなされているところであり、具体的な検討状況については次のとおりである。

１４７．法務省においては、２００９年１０月以降、省内に被疑者取調べの可視化に関する勉強会を設け、２０１１年８月、その調査・検討の結果を取りまとめるとともに、制度としての取調べの可視化の在り方について一定の方向性を示した上で、その制度設計の検討に資するよう、検察の運用による取調べの録音・録画を試行的に拡大することとした。

１４８．これを受けて、検察においては、２０１１年８月から試行的に裁判員裁判対象事件における被疑者の取調べの録音・録画の範囲を拡大し、否認事件も対象として様々な取調べの場面の録音・録画を実施している。加えて、検察では、同年３月からは特別捜査部が取り扱う身柄事件の取調べ、同年７月からは、知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等の取調べの録音・録画の試行を始めており、これらの試行の対象にも否認事件が含まれる上、取調べの全過程の録音・録画も試行の対象となっている。

１４９．また、警察においては、２０１０年２月、治安水準を落とすことのない

い取調べの可視化を実現するために、捜査手法の高度化についても検討をするため、国家公安委員会委員長が主催する部外有識者からなる研究会が設けられた。同研究会は、2011年4月、それまでの議論を整理し、今後の検討課題を明らかにするため、中間報告を取りまとめた。

150. さらに、法務大臣は、2011年6月、その諮問機関に対し、被疑者の取調べ状況を録音・録画の方法により記録する制度の導入など、時代に即した新たな刑事司法制度を構築するための法整備の在り方について諮問を行い、審議が行われている。

(e) 警察の役割

151. 我が国においては、捜査段階から起訴・公判段階を経て、刑の執行段階にいたるまでのすべての刑事手続について規定する刑事訴訟法が、「事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正且つ迅速に適用実現することを目的とする」（第1条）と定めており、警察官の行う捜査についても、事案の真相を明らかにして事件を解決することが基本とされている。

152. また、警察では、捜査を行うに当たっては、証拠によって事案を明らかにしなければならない旨並びに捜査は公訴の実行及び公判の審理を念頭に置いて行わなければならない旨を内部規則に明記しており、公判のための証拠収集にも努めている。

2. 入管施設における収容

(1) 収容期間

153. 我が国の退去強制手続は、身柄を収容して進めることが原則とされているものの、収容令書又は退去強制令書の発付を受けて収容されている場合であっても、人道的配慮を要するなどの情状等にかんがみ、身柄の拘束を解く必要が生じたときには、職権又は請求により仮放免を認めるなど、人権保障の観点にも十分配慮した弾力的な運用を行っている。なお、2010年は、仮放免許可申請5,629件のうち、4,174件について許可している。

(2) 処遇（女子被収容者に対する配慮を含む）

154. 入国管理局の収容施設に収容されている被収容者には、通信文の発受、親族・知人や弁護士等との面会、物品の購入、礼拝等の宗教活動が認められており、運動の機会の確保にも努めている。また、給食は、被収容者の風俗、習慣、宗教等に配慮し、栄養士がカロリー計算の上、栄養バランスに配慮した食

事を配膳しているほか、常駐の医師による診療や外部の医療機関に連行しての診療を実施しており、また、一部の収容施設においては、精神科医の診療や臨床心理士によるカウンセリングを行うなど、健康管理に万全を期しており、入浴や居室、寝具などの衛生保持にも十分配慮している。

155. さらに、被収容者処遇規則では、意見箱の設置により所長等が被収容者から直接意見を聴取する制度を実施して処遇の適正を期するものとしており、2010年は913件の意見が出されているほか、被収容者が自己の処遇に関して不服があるときは、当該収容施設の長に対し不服を申し立て、最終的には、法務大臣に対して異議を申し立てることができることとする不服申出制度を導入しており、2010年の不服申出は58件、異議申出件数は17件となっているなど被収容者の人権に一層配慮した処遇の確保に努めている。

156. また、2009年の入管法の改正により、2010年7月からは、入国者収容所等視察委員会が設置されたところ、学識経験者や法曹関係者等の公平・中立性を有する者から法務大臣が任命する委員会の委員は、収容施設の視察や被収容者との面接、収容区域内に設置する提案箱を通じて被収容者から自由な意見の提出を受けて、その結果に基づいて入国者収容所等の運営に関して入国者収容所長等に意見を述べ、もって、警備処遇の透明性の確保、入国者収容所等の運営の改善として窓ガラスの一部透明化や、精神科の定期診療開始といった向上が図られている。

157. さらに、入国者収容所長等が入国警備官の立会の必要がないと認めるときは、面会の立会を省略することができ、設備の整っている一部の収容施設においては、一定の時間帯において被収容者が職員の立会なしに自由に電話を使用できることとするなど、被収容者の人権により一層配慮している。

158. また、2010年9月には、入国管理局と日本弁護士連合会が出入国管理行政における収容に関する諸問題についてより望ましい状況を実現するための方策等を協議する場を持つことに合意し、定期的に協議を行うとともに、弁護士による被収容者に対する無料法律相談を実施するなどしている。

159. 女子被収容者に対する配慮も行っている。被収容者処遇規則において女子被収容者に対する特則が定められており、これを受けて女子被収容者の処遇はすべて女子入国警備官が行うという方針に基づき、女子入国警備官の増配置を図りつつ、その徹底に努めている。特に身体検査、衣類の検査及び入浴の

立会いといった女子被收容者の処遇はすべて女子入国警備官や他の女子職員が行うよう徹底している。

3. 精神保健福祉法による措置入院等

160. 2006年には、障害者自立支援法の施行に伴い、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正を行い、①医療保護入院等に係る精神保健指定医による診察の特例措置を導入したほか、②任意入院患者に関する病状報告制度を導入したこと、③改善命令に従わない精神科病院に関する公表制度を導入したこと等、精神障害者の人権に配慮した適正な精神医療の確保を図る等の措置を講じたところである。

161. 2009年の精神医療審査会の審査状況は以下のとおりである。

○定期報告	措置入院での入院継続が不要な者	0人
	医療保護入院での入院継続が不適当な者	4人
○退院請求	入院が不適当な者	62人
○処遇改善請求	処遇が不適当な者	12人

162. さらに、精神医療審査会における審査期間について、原則1か月以内としていることを改めて徹底しているところである。

163. なお、心神喪失者等医療観察法は、2005年7月15日に施行されている。

4. ハンセン病差別撤廃に向けた取組

164. 政府としては、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」や「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（2009年4月1日施行）に基づき、適切な補償を行うとともに、啓発事業の実施等によるハンセン病療養所入所者等の名誉の回復や福祉の増進のための措置を行い、ハンセン病問題の早期かつ全面的解決に向けて今後も引き続き全力を尽くすこととしている。

165. また、政府は、ハンセン病差別問題について、我が国の経験を活かして国際的なイニシアティブをとって活動しており、人権理事会においては、2008年から3年連続で我が国が提出した「ハンセン病差別撤廃決議」が全会一致で採択された。さらに、2010年には、国連総会において我が国が提出した、ハンセン病に関する誤った認識や誤解に基づく偏見・差別の問題を解決

するため、各国政府等に対し「ハンセン病差別撤廃のための原則及びガイドライン」に十分な考慮を払うことを求める決議が全会一致で採択された。

166. 政府は、同原則及びガイドラインを各国で普及促進させていくことが重要であることから、2011年4月、ハンセン病人権啓発大使の委嘱期間を2年間延長し、引き続き大使と連携してハンセン病差別問題に取り組んでいくこととしている。

第10条

1. 刑事拘禁施設における弁護人との接見交通権

(1) 刑事訴訟法第39条第3項に基づく接見指定権の行使

167. 2008年9月からは、逮捕・勾留中の被疑者と弁護人等との間の接見に関し、検察及び警察において、被疑者に対して、弁解録取の際に、弁護人選任権を告知するとともに、取調中に弁護人等と接見したい旨の申出があるときは直ちにその申出があった旨を弁護人に通知する旨告知するほか、弁護人がない場合に自らの費用で弁護人を選任したいときは、弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる旨教示し、また、取調中の被疑者又は検察庁に押送された被疑者について弁護人等から接見の申出があった場合には、できるかぎり早期に接見の機会を与えるように配慮することとしている。

(2) 施設管理上の必要に基づく制約

168. 施設管理上の必要に基づく制約とは、これまで報告したとおり、例えば、刑事施設が、緊急の必要性のない深夜の接見を拒否するような場合であり、施設の人的及び物的条件が有限である以上、当然に認められる制約で、やむを得ないものである。

169. 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第118条は、未決拘禁者の弁護人等との面会の日及び時間帯を、日曜日その他政令で定める日以外の日の刑事施設の、執務時間内とするものとし、施設管理上の必要に基づく未決拘禁者の弁護人等との面会の制限を認めている。しかし、休日においても、緊急の必要性がある場合、弁護人接見の訴訟手続上果たす重要な役割にかんがみ、一定の条件で接見を認めることとしている。

170. また、前回報告でも述べたとおり、留置施設においては、被留置者と弁護人等との接見交通権の重要性に鑑み、休日その他留置施設の執務時間外に

においても、できる限り配慮して応じることにしている。

(3) 刑事施設視察委員会

171. 刑事施設視察委員会（以下「委員会」という。）は、各刑事施設に設置され、刑事施設の視察、被収容者との面接、被収容者からの書面の受領等の活動を行い、刑事施設の運営の状況を把握した上で、刑事施設の長に対し、その運営に関する意見を述べることを職務としている。

172. 刑事施設の長は、委員会に対し、当該施設の運営状況について、定期的に、又は必要に応じて情報を提供することが法定されている。また、刑事施設の長は、委員会が実施する視察や被収容者との面接について、必要な協力をしなければならないこととされている。このようなことから、委員会に対しては、刑事施設の運営の状況を把握するための情報にアクセスする機会も、法律の規定によって十分に保障されているものと考えている。

173. また、委員会の委員は、刑事施設の長などの管理者が任命するものではなく、法務大臣が任命しているところ、委員の任命に当たっては、あらかじめ弁護士会、医師会、地方公共団体等から推薦を受け、当該推薦に基づき決定している。

(4) 刑事施設の被収容者の不服審査に関する調査検討会

174. 刑事施設の被収容者の不服審査に関する調査検討会（以下「調査検討会」という。）は、刑事施設を所管する矯正局からの独立性を確保するため、法務省大臣官房秘書課に独自の事務局を有している。

175. 調査検討会は、弁護士、医師、法学者など5名程度の外部有識者で構成されており、法務大臣が構成員を選定するに当たっては、適任者の人選を政府外の関係団体に依頼し、その推薦を受けて選任することなどにより、構成員の配置が適切なものとなるよう配慮している。

176. 調査検討会は、不服申立ての審査結果が法務大臣の見解と異なるときは、同大臣に対し提言を行い、不服申立ての処理案の見直し等を求めることになる。他方、法務大臣は、調査検討会の提言を尊重し、可能な限りこれに沿った不服申立ての処理を行っている。

177. なお、調査検討会にかかる情報は、法務省ホームページにおいて公表

している。

(5) 法的援助にアクセスする権利

178. 自由権規約委員会の最終見解 (CCPR/C/JPN/CO/5) に対する日本政府コメントパラグラフ6参照。

2. 矯正施設における処遇状況

(1) 受刑者の処遇

179. 我が国の刑事施設における年末収容人員は、1993年の45,525人から一貫して増加傾向を示していたが、2007年には14年ぶりに減少に転じ、2010年は対前年比2,275人減の72,975人となっている。しかしながら、高率・過剰収容状態が常態化していることには変わりはなく、受刑者等の既決被収容者について見ると、2010年末現在、64,883人、収容率は90パーセントに達し、また刑事施設の本所77庁のうち13庁において収容定員を超え、うち2庁は120パーセントを超えている。

180. このような高率・過剰収容状態が常態化していることに加え、暴力団関係者、覚せい剤事犯者、累入等、その処遇に困難を伴う者の割合が依然として少なくなく、被収容者の高齢化が進んでいることも併せて、処遇上、保安警備上特段の配慮を必要とする状況にある。

181. 刑事施設の職員（配置定員）数は、2006年度末が17,912人であったところ、2010年度末は19,109人であり、1,197人増加した。この結果、職員1人当たりの被収容者数（年末収容人員／年度末職員数）は、この5年間に約4.5人から約3.9人と若干の改善が見られた。しかしながら、依然として高率・過剰収容が続いていることなどから、引き続き、職員負担の軽減に努めている。

182. なお、法務省矯正局と我が国のNGOの一つである日本弁護士連合会とは、前回報告で言及した勉強会終了後も、後述する監獄法改正に当たり意見交換したほか、その後も年に数回程度、議題を決めて意見交換を行なっている。

(a) 処遇調査及び集団編成

183. 受刑者の改善更生及び社会復帰を図るためには、個々の受刑者の持つ人格特性及び環境的・社会的諸問題に対応した処遇を行う必要がある。個々の受刑者の持つ問題点を明らかにするための科学的調査を処遇調査といい、その

結果に基づいて処遇計画である処遇要領を策定し、その計画を効果的に実施するための集団を編成し、各集団に応じた有効な処遇を行っている。

184. 具体的には、新たに刑が確定して刑事施設に入所した受刑者は、その時点で行われる処遇調査の結果によって、必要な矯正処遇の種類及び内容、属性、犯罪傾向の進捗が判定され、収容される施設が決定されている。

(b) 刑務作業

185. 刑務作業は、受刑者の改善更生及び社会復帰を図るための重要な矯正プログラムの一つである。これは、受刑者に規則正しい勤労生活を行わせることにより、その心身の健康を保持し、勤労意欲の養成や規律ある生活態度の習得並びに共同作業を通じて自己の役割及び責任の自覚を助長するとともに、職業的知識及び技能を付与することにより社会復帰を促進することを目的としている。

186. 特に、刑務作業の一種類としての職業訓練は、受刑者に対して職業に関する免許若しくは資格を取得させ、又は職業に必要な知識及び技能を習得させることを目的として実施している。

187. 職業訓練の種目には、溶接科、電気通信設備科、自動車整備科、情報処理技術科、建設機械科、ホームヘルパー科等がある。2010年度は、11,885人が職業訓練を修了し、そのうち5,919人が電気工事士、自動車整備士、情報処理技術者、訪問介護員等の免許又は資格を取得している。

188. 刑務作業における就業条件の基準は、原則として一般社会のそれに照らして適正なものでなければならぬとされており、作業時間については、矯正指導の時間と合算して1日につき8時間を超えない範囲で定めることとされており、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日等が作業を行わない日となっている。また、所内では、一般の民間企業を対象とした厚生労働省の定める労働安全衛生法に準じ、各種の刑務作業上の災害防止策がとられている。受刑者は、作業時間中雑談を禁止されるが、これは作業上の安全を確保するために必要な最小限の措置であり、作業上必要な会話は許可されているほか、休憩時間中の会話は禁止されていない。

189. 刑務作業が過酷な条件の下で行われているものではないことは、2010年度末において、所定の作業に服する義務のない禁錮刑を言い渡された受

刑者の約90パーセントが、自らの希望で懲役受刑者と同様の作業を行っていることから明らかである。

(c) 改善指導

190. 受刑者は矯正処遇として改善指導を受けることが義務付けられている。改善指導には、すべての受刑者を対象とした一般改善指導と、特定の事情を有することによって改善更生、円滑な社会復帰に支障が認められる受刑者を対象とした特別改善指導がある。

191. 一般改善指導は、講話、面接等の方法により、①被害者感情を理解させ、罪の意識を培わせること、②規則正しい生活習慣や健全な考え方を付与し、心身の健康の増進を図ること、③生活設計や社会復帰への心構えを持たせ、社会適応に必要なスキルを身に付けさせること等を目的として行われている。

192. 特別改善指導には、薬物依存離脱指導、暴力団離脱指導、性犯罪再犯防止指導、被害者の視点を取り入れた教育、交通安全指導、就労支援指導がある。

(i) 薬物依存離脱指導

193. 麻薬、覚せい剤その他の薬物に対する依存がある者に対し、薬物依存からの回復に取り組む民間自助団体等の協力を得るなどして、薬物使用に係る自己の問題性を理解させた上で、再使用に至らないための具体的な方法を考えさせる等の指導を行っている。

(ii) 暴力団離脱指導

194. 暴力団員に対し、暴力団の反社会性を認識させ、離脱意志の醸成を図る等の指導を行っている。

(iii) 性犯罪再犯防止指導

195. 性犯罪につながる認知の偏り、自己統制力の不足等がある者に対し、性犯罪に結び付いた要因を幅広く検討し、特定させた上で、その要因が再発することを防ぐための具体的な手段を考えさせ、身に付けさせる等の指導を行っている。

(iv) 被害者の視点を取り入れた教育

196. 人の生命又は心身に重大な被害をもたらす犯罪を犯し、被害者に対す

る謝罪や賠償等についての意識が乏しい者に対し、罪の大きさや被害者等の心情等を認識させるなどし、被害者等に誠意をもって対応するための方法を考えさせる等の指導を行っている。

(v) 交通安全指導

197. 自動車等の運転により犯罪を犯し、遵法精神や交通安全に関する知識が乏しい者に対し、運転者の責任と義務を自覚させ、罪の重さを認識させる等の指導を行っている。また、特定の施設において、交通安全指導の一環として、アルコール依存から回復するための指導も行っている。

(vi) 就労支援指導

198. 職場における人間関係に適応するのに必要な心構え及び行動様式が身に付いておらず、仕事が長続きしない者に対し、就労に必要な基本的スキルとマナーを習得させ、出所後の就労に向けての取組を具体化させる等の指導を行っている。

(d) 教科指導

199. 受刑者の中には、社会生活の基礎となる学力を欠くことにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる者がおり、こうした受刑者に対しては、小学校又は中学校の教科の内容に準ずる内容の補習教科指導を行っている。また、学力の向上を図ることが円滑な社会復帰に特に資すると認められる受刑者に対しては、その者の学力に応じて高等学校等の教科の内容に準ずる内容の特別教科指導を行っている。さらに、法務省と文部科学省の連携により、刑事施設内において高等学校卒業程度認定試験を実施し、また、特定の施設において同試験の受験に向けた指導を積極的かつ計画的に実施している。

(e) その他の教育的活動

200. 各刑事施設において、部外協力者による指導、刑執行開始時の指導及び釈放前の指導を行っているほか、少年受刑者に対しては、その特性に応じた教育を行っている。

201. 刑執行開始時の指導及び釈放前の指導については、刑執行開始後一定の期間、受刑者に対し、刑執行開始時の指導として、受刑の意義、矯正処遇の概要、刑事施設における生活及び行動等について指導を行っている。また、釈放前における一定の期間、帰宅及び釈放後の生活に関し必要な事項として、釈放後の社会生活において直ちに必要となる知識の付与、社会復帰後の就職に関

する知識及び情報の付与、保護観察制度その他更生保護に関する知識の付与等を行っている。

(f) 少年受刑者の処遇

202. 少年受刑者については、少年受刑者処遇要領票を作成し、同票に基づき、個別担任制を活用した個別面接等による個別指導、重点的な教科指導、職業訓練受講の督促、家族等との関係を維持及び改善させるための積極的な働き掛け等を行うなど、心身が発達段階にあり、可塑性に富むなどの少年受刑者の特性を考慮した処遇を実施している。また、少年院に収容された14歳以上16歳未満の少年受刑者に対しては、矯正教育を行うこととされている。

(g) 外部交通

203. 受刑者については、親族との外部交通は、人道上の観点から、一般的にはこれを許すのが適当であるほか、重大な利害に係る用務の処理のために面会による意思連絡が必要となる場合があること、さらに、受刑者の改善更生と円滑な社会復帰のために友人・知人との健全で良好な関係を維持する上で、外部交通は重要な手段となることなどから、親族や重大な利害に係る用務の処理のため面会が必要な者などとの面会は、基本的に保障するとともに、それ以外の者との面会も、一定の要件がある場合に、これを許すことができるとしている。

(2) 被収容者の生活

204. 被収容者の衣類・寝具、食事、保健衛生及び医療（入浴、運動、健康診断及び医療）並びに規律及び秩序については、前回報告のとおり。

(a) 懲罰

205. 懲罰の目的及び手続については前回報告のとおり。懲罰の種類には、戒告、作業の10日以内の停止、自弁の物品の使用又は摂取の一部又は全部の15日以内の停止、書籍等の閲覧の一部又は全部の30日以内の停止、報奨金計算額の3分の1以内の削減及び、30日以内の閉居がある。閉居罰は、他の被収容者を含む他者との接触を絶った厳格な隔離の下で、原則として昼夜居室内において起居させ、自己の犯した反則行為について反省を促すために謹慎させることを内容とするものである。閉居罰の執行に際しては、健康を害することがないように十分に配慮している。

(b) 保護室への収容

206. 被収容者が、自傷行為に及ぶおそれがある場合や、刑務官の制止に従

わず、大声又は騒音を発する場合、他人に危害を加えるおそれがある場合、刑事施設の設備、器具その他の物を損壊し、又は汚損するおそれがある場合で、刑事施設の規律及び秩序を維持するため特に必要がある場合に、法令に基づき保護室に收容することがある。保護室には、その目的達成の観点から、構造上、遮音性、堅牢性等に配慮し、自殺等に供されやすい設備、器具、突起物等を除き、壁や床に柔らかい材質のものを使用している居室がある。保護室收容中の者については、早期に解除できるよう被收容者に働きかけるほか、刑事施設の長は、被收容者を保護室に收容し、又はその收容の期間を更新した場合には、速やかに、その被收容者の健康状態について、刑事施設の職員である医師の意見を聴かなければならないものとされている。

(c) 不服申立制度

207. 刑事施設の措置に対する被收容者の不服申立制度としては、一般的な制度として、民事・行政訴訟、告訴・告発、人権侵犯申告等がある。また、旧監獄法の下では、情願及び所長面接の制度があったが、刑事收容施設及び被收容者等の処遇に関する法律の下では、不服申立ての制度が整備され、被收容者は、刑事施設の長による一定の措置（信書の発受の差止めや懲罰等の処分など）については、その取消し等を求める審査の申請・再審査の申請を、刑事施設の職員による一定の事実行為（被收容者の身体に対する違法な有形力の行使等）については、その事実の確認を求める事実の申告を（いずれも、まず、矯正管区の長に対して申請・申告を行い、その判断に不服があるときは、法務大臣に対して、申請（再審査の申請）・申告を行うことができる）、また、自己が受けた処遇全般については、法務大臣、監査官及び刑事施設の長に対し苦情の申出をすることができる。

○被收容者の不服申立件数

年次	総数	審査の申請	再審査の申請	事実の申告		大臣苦情	大臣情願	訴訟	告訴・告発 (注1)	その他 (注2)
				管区長	大臣					
2006	13,021	1,774	338	590	156	2,320	4,219	286	705	2,633
2007	13,237	3,075	763	880	222	4,036	277	281	789	2,914
2008	13,756	3,813	917	957	238	4,052	…	358	855	2,566
2009	14,238	3,717	1,177	1,279	403	4,173	…	243	830	2,416
2010	13,530	3,486	1,093	1,142	332	4,219	…	271	746	2,241

注 1 被收容者が捜査機関あてに発信した告訴・告発状と題する信書の通数である。

2 人権侵犯申告、付審判請求等であり、監査官及び刑事施設の長に対する苦情の申出は含まない。

208. 刑事施設職員による被収容者に対する暴行を理由とする刑事処分及び懲戒状況は以下のとおりである。

		2006	2007	2008	2009	2010
刑事処分		0	0	0	0	2
懲戒処分	(免職)	0	0	1	0	2
	(停職)	0	0	1	1	4
	(減給)	0	3	2	6	1
	(戒告)	0	0	1	0	5

(3) 行刑運営の改善

209. 前回報告で言及した行刑改革を実現する上で最も重要な課題である監獄法の改正は、2段階に分けて行われた。

210. まず、2006年5月、刑事施設の基本及びその管理運営に関する事項を定めるとともに、刑事施設に収容されている受刑者等について、その人権を尊重しつつ、その者の状況に応じた適切な処遇を行うことを目的とする「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」が施行された。

211. さらに、2007年6月、未決拘禁者、死刑確定者等の処遇に関する事項を中心とした「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律」が施行された。この一部改正法の施行をもって、「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」の題名は「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」（以下「刑事収容施設法」という。）に改められ、監獄法の全面改正が実現した。

212. 刑事収容施設法の特徴として、刑事施設に関しては、以下の事項を挙げることができる。

- ① 刑事施設に第三者からなる刑事施設視察委員会が設置されるなど、行刑運営の透明性が確保されたこと。
- ② 被収容者の権利義務（宗教上の行為や書籍等の閲覧など）と職員の権限（手錠等の使用、保護室への収容、武器の使用、懲罰など）が明確にされたこと。
- ③ 矯正処遇として、作業、改善指導及び教科指導が規定されるなど受刑者の社会復帰に向けた処遇が充実したこと。そのために、処遇要領に基づく計画的処遇や制限の緩和、優遇措置などが導入されたこと。

④衣類・食事などの給貸与や自弁物品の使用の範囲・要件が明確にされたほか、適切な保健衛生上・医療上の措置が保障されるなど被収容者の生活水準が保障されたこと。

⑤面会及び信書の発受を一定の範囲で保障し、制限する場合の要件も明確にされるなど外部交通が保障されたこと。また、要件を満たす受刑者については、電話による通信も許容されたこと。

⑥審査の申請、事実の申告及び苦情の申出からなる不服申立制度が整備されたこと。

213. また、2011年6月には、刑事収容施設法の施行状況を確認しつつ、運用改善を要する点等について検討を行った結果を踏まえ、この法律の趣旨をより一層適切に実現すべく、「刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則」（省令）の一部改正等を実施した。

（4）死刑確定者の単独室収容

214. 自由権規約委員会の最終見解（CCPR/C/JPN/CO/5）に対する日本政府コメントパラグラフ13から15参照。

3. 代替収容制度

（1）代替収容制度

215. 日本では、都道府県警察本部や警察署に、留置施設が設置されているところ、被疑者の勾留場所は、刑事訴訟法によって、刑事施設とされており（同法第64条第1項等）、刑事収容施設法は、刑事施設に収容することに代えて、留置施設に留置することができる（同法第15条第1項）。この留置施設に被疑者を勾留することができる制度が代替収容制度と呼ばれているものである。

216. 制度の中身については、自由権規約委員会の最終見解（CCPR/C/JPN/CO/5）に対する日本政府コメントパラグラフ5参照。

（2）留置施設視察委員会

217. 留置施設視察委員会は、留置施設の運用状況について透明性を高め、被留置者の適正な処遇を確保するために、警察本部に設置される部外の第三者から成る機関である。

218. その委員は、人格識見が高く、かつ、留置施設の運営の改善向上に熱

意を有する者のうちから、都道府県公安委員会が任命することとしており、具体的には、弁護士等の法律関係者、医師、地方公共団体職員、大学職員、地域の住民等から成る10名以内の委員で構成されている。

219. 刑事収容施設法では、各委員は、留置施設を実際に視察し、被留置者と面接するなどして留置施設の実情を把握した上で、委員会として留置業務管理者に意見を述べ、一方、警察本部長は、委員会からの意見及びこれを受けて警察が講じた措置の概要を公表することとされているところ、実際に、各委員会は視察先の留置施設を自主的に決定して、計画的に留置施設の視察、被留置者との面接等を実施しており、毎年度末には留置業務管理者に意見を述べている。

220. これまでに委員会が留置業務管理者に提出した意見は、施設の設備、被留置者の処遇、留置担当官の勤務環境等、多岐にわたっており、こうした意見を受けて留置業務管理者が講じた措置によって、被留置者の処遇は更に適正化されている。

221. なお、これらの意見と留置業務管理者が講じた措置は、各警察本部のホームページで公開している。

(3) 不服申立て制度

222. 刑事収容施設法では、留置施設に関する不服申立て制度として、処分性のある行為等に係る審査の申請、身体に対する違法な有形力の行使についての事実の申告、処遇全般に関する苦情の申出の3つの制度が設けられている。

223. このうち、審査の申請及び事実の申告は、被留置者が警察本部長に対して行った申出の裁決に不服がある場合には、都道府県公安委員会に対して再審査の申請や事実の申告を行うことができるとされており、この場合に、公安委員会は、その内容を調査するために必要があるときは、留置業務管理者に対して報告や資料の提出を命じること、指名する職員に申出人等の関係者に対する質問をさせること等を行うことができるとされている。

(a) 都道府県公安委員会による審査

224. 都道府県公安委員会は、都道府県警察の民主的運営を保障するため、住民の良識を代表する合議制の機関として置かれており、第三者的な立場から都道府県警察を管理するものである。その委員については、当該都道府県の議

会の議員の被選挙権を有する者で、任命前5年間に警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前歴のない者のうちから、都道府県知事が都道府県の議会の同意を得て任命することとなっていることから、都道府県公安委員会の不服申立ての審査は、当然のことながら、第三者的な立場から客観的かつ公平に行われているものである。

(b) 被留置者から受けた不服申立件数

225. 刑事収容施設法が施行された2007年から2010年までの間に、被留置者から受けた同法に基づく不服申立ての受理件数は、以下のとおりである。

○審査（再審査）の受理件数

(単位；件)

	2007年	2008年	2009年	2010年	合計
審査の申請	52	21	27	57	157
再審査の申請	0	6	8	2	16
総数	52	27	35	59	173

※各年、6月から翌年の5月の数字を挙げている。

○事実の申告の受理件数

(単位；件)

	2007年	2008年	2009年	2010年	合計
対警察本部長	18	23	13	69	123
対公安委員会	1	2	0	3	6
総数	19	25	13	72	129

※各年、6月から翌年の5月の数字を挙げている。

○苦情の申出の受理件数

(単位；件)

	2007年	2008年	2009年	2010年	合計
対警察本部長	241	180	230	279	930
対監査官	73	49	83	53	258
対留置業務管理者	272	242	223	405	1,142
総数	586	471	536	737	2,330

※各年、6月から翌年の5月の数字を挙げている。

226. このほか、被留置者に限らず、警察職員の職務執行について苦情がある者が警察法に基づき都道府県公安委員会に対して苦情の申出をすることができる制度もある。この制度により被留置者等が申し出た留置業務に関する苦情は、2006年が14件、2007年が5件、2008年が10件、2009

年が18件、2010年が17件となっており、これらの苦情の申出については、すべて適正に処理されている。

(4) 留置担当官に科された刑及び懲戒処分並びに被害者に提供された補償

(a) 留置担当官に科された刑及び懲戒処分

227. 2006年から2011年7月までの間に、留置担当官が特別公務員暴行陵虐罪又は特別公務員暴行陵虐致死罪で有罪が確定したものは、特別公務員暴行陵虐罪が2件(2008年に1件、2011年に1件、いずれも女性被留置者に対するわいせつ行為)であり、当該留置担当官は2名とも懲戒免職の処分を受けている。

(b) 被害者に提供された補償

228. 2006年から2010年までの間に被害者に提供された補償については、2004年に防声具使用中の被留置者が死亡した事案に係る損害賠償請求事件の判決が、2009年に確定したことにより、同年、当該被害者の遺族に対し、約7,255万円の賠償金が支払われている。

第11条

229. これまでの報告のとおり。

第12条

1. 出入国管理制度及び難民認定法に規定する再入国許可制度

230. 特別永住者については、その歴史的経緯を考慮し、我が国における法的地位の一層の安定化を図るため、入管特例法によりいくつかの特例が定められており、さらに、入管特例法第10条第2項(改正入管法施行後は入管特例法第23条第2項)により、法務大臣は、特別永住者の本邦における生活の安定に資するとの入管特例法の趣旨を尊重するものとされている。

231. 2009年の入管法の改正により、新たな在留管理制度が2012年7月(予定)から導入されることとなり、適法に在留する外国人の利便性を向上させるための措置として、みなし再入国許可制度が導入される。有効な旅券及び在留カード(特別永住者にあつては特別永住者証明書)を所持する外国人が、1年以内(特別永住者にあつては2年以内)に再入国する場合は、原則として再入国許可を必要としないこととした。

232. また、新たな在留管理制度の導入に伴い、これまでどおり再入国許可

を受けて出国する場合には、再入国許可の有効期間の上限が「3年」から「5年」（特別永住者にあつては「4年」から「6年」）に伸長される。

2. 我が国の難民政策

233. 仮滞在許可制度の創設、難民として認定された者等の法的地位の安定化、不服申立制度の見直し等を内容とする改正入管法が2005年5月16日から施行された。

234. 難民条約等に規定する難民には該当せず、難民として認定されなかった者についても、本国の状況等により帰国が困難である者又は我が国で在留を認めるべき特別な事情がある者に対しては、当該事情を考慮し、人道的な配慮が必要として特に在留を認めている。2006年に53人、2007年に88人、2008年に360人、2009年に501人、2010年に363人に在留を認め、2010年に実質的に庇護した者の数は、難民として認定した者の39人と併せて、402人であった。庇護申請者の取扱い等については第13条参照。

(1) 難民条約上の難民

235. 我が国は、難民認定制度を創設した1982年から2010年末までに577人を認定している。なお、受理件数は、9,887人、取下げ等887人、不認定7,438人となっている。

(2) 第三国定住

236. 第三国定住難民については、2008年12月16日に行われた閣議了解「第三国定住による難民の受入れに関するパイロットケースの実施について」に基づき、タイ国内において一時的に庇護されているミャンマー難民のうち、UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）が国際的な保護の必要な者と認め、我が国に対してその保護を推薦する者について選考を行い、2010年から、年に1回、約30人の受入れをパイロットケースとして3年連続して行うこととし、2010年には、27人に我が国への定住を目的とする入国を許可した。

第13条

237. 退去強制事由に該当すると認定された者の異議申立制度における口頭審理では、代理人を選任するに当たり、資力が乏しいなど一定の要件を満たす外国人は、日本弁護士連合会からの委託を受けて日本司法支援センター（法テ

ラス) が実施する外国人に対する法律援助制度を利用することができ、代理人弁護士の方の費用の援助を受けることができる。

238. 退去強制手続を進めるにあたり、日本語を十分理解できない者に対しては、入管法に規定する手続に関する訓令等に基づき、適宜本人が理解できる外国語を使用し又は通訳人を介して審査等を行うこととしている。

239. 入国管理局では、語学研修等を通じて相応の語学能力を有する職員の育成を行うとともに、通訳人の選定に当たっては、その能力、適格性を担保するよう配慮している。

240. なお、通訳人について、入国管理局においては、例えば、韓国語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語など数十言語に及ぶリストを作成しており、当該リストにより、速やかに対応できる体制になっている。

241. また、外国語を使用して審査等を行った場合における供述調書等の作成にあたっては、供述を録取した後に、当該外国語で調書の内容を読み聞かせ、その内容に誤りがないか、外国人本人に確認させており、退去強制手続を受ける者の人権を十分に尊重した取扱いを行っている。

1. 在留期間更新・在留資格変更不許可処分に対する異議申立制度

242. 不許可処分に異議を申し立てる手段として、不許可処分の取消しを求める訴えを裁判所に提起することができる。不許可処分取消訴訟については、2006年から2010までに79件提起され、そのうち、国側が勝訴し確定したものが32件、国側が敗訴し確定したものが2件、訴えが取り下げられたものが44件、訴訟係属中のものが1件(2011年8月末現在)である。

2. 庇護申請者の取扱い等

243. 近年、難民認定申請数が急増したことに伴い、審査期間が長期化したことに対して、処理期間の短縮化を図るため、難民認定申請案件について、2010年7月に、標準処理期間を6か月と設定・公表し、2011年3月末までに、原則的には、すべての案件が、この期間で処理できるように取り組んだ結果、2011年3月末における未処理案件のうち、申請から6か月を経過した案件は、全体の約4.7%(2010年6月末現在約61%)まで減少している。また、平均処理(審査)期間を四半期毎に公表している。すべての庇護申請者が、弁護士、法的扶助、通訳、すべての手続期間中における適切な国に

よる社会的支援又は雇用にアクセスする機会を確保すべく、各地方入国管理局に難民支援担当窓口を設置するとともに、主要空港においては同窓口のほか、難民支援団体の連絡先を表示し、社会的支援を受けることができるよう配慮している。また、庇護申請者のうち正規在留者については、申請から一定期間経過後に就労可能な在留資格を付与している。

244. 2005年5月から施行されている難民審査参与員制度においては、難民不認定処分に係る異議申立てに対する法務大臣の決定に当たっては、すべての案件について難民審査参与員の意見を聴かなければならないなどとされている。

245. 難民審査参与員には、日本弁護士連合会、UNHCR、難民支援に豊富な経験を持つNGO等から推薦を受けた者など幅広い分野から中立的な立場にある有識者が任命されており、公正中立的な第三者機関として案件の審査を行っており、法務大臣は、2011年7月末現在に至るまで、難民審査参与員が提出した多数意見と異なる判断を行った事例はない。なお、難民審査参与員を順次増員（28人から56人）し、異議申立手続の迅速化を図っている。

246. このように、庇護申請を二次的に審査する公正中立な第三者機関である難民審査参与員制度が設けられ、その意見を尊重する運用がなされている。また、異議申立ての有無にかかわらず、処分に不服がある場合には行政訴訟を提起することにより、司法の救済を求めることができる。なお、行政訴訟を提起するに当たり、資力が乏しいなど一定の要件を満たす外国人は、日本弁護士連合会からの委託を受けて日本司法支援センター（法テラス）が実施する難民認定に関する法律援助制度等を利用することができ、代理人弁護士の費用の援助を受けることができる（2010年度における難民認定に関する法律援助（訴訟代理を含む。）申込受理件数は570件）。

247. 入管法では、難民認定申請中は送還は停止し、そのために収容が長期に及ぶ場合等には、個々の事案ごとに、健康状態、収容期間その他の事情を考慮し、人道上の観点から配慮が必要な場合、仮放免許可を弾力的に運用しているほか、我が国においては、退去強制手続における収容や退去強制令書発付処分等が違法であると考えられる被収容者は、人身保護法又は行政事件訴訟法に定める手続により、これらの適法性について裁判所の判断を求めることが可能であるところ、このような訴訟を提起しようとする被収容者については、その送還に当たっては、裁判を受ける権利の保障に十分な配慮を行っている。

第14条

1. 法的枠組み

(1) 少年法の改正

248. 少年事件の手続は、第2回報告第14条4で述べたとおりであり、我が国の少年法は、少年の健全育成を図るとの基本方針を堅持している。

249. 2007年5月、以下のように少年法等の一部が改正された。まず、①家庭裁判所における審判の適正な事実認定・処遇選択をより一層十全なものとし、もって少年の健全育成のための措置に資するために、事実解明の徹底が図られるよう、触法少年に係る事件についての警察の調査権限を少年法上も明確にした（少年法第6条の2）。また、②14歳未満の少年についても、深刻な問題を抱える者に対しては、早期に矯正教育を受けることが本人の改善更生を図る上で必要かつ相当と認められる場合もあると考えられることなどから、特に必要と認める場合に限り、少年院に収容できることとされた（少年法第24条第1項、少年院法第2条第2項、第5項）。さらに、③保護観察の遵守事項違反があり、その程度が重く、保護観察の継続によっては本人の改善更生を図ることができないと認める場合に、家庭裁判所は、保護観察所の長の申請により、児童自立支援施設等送致又は少年院送致の保護処分を言い渡すこととされた（少年法第26条の4）。④一定の重大事件について、少年鑑別所送致の観護措置がとられている場合において、少年に弁護士である付添人がないときは、家庭裁判所が職権で少年に弁護士である付添人を付することができることとされた（少年法第22条の3第2項）。

250. 2008年6月における少年法の一部改正では、家庭裁判所は、少年の健全な育成を妨げるおそれがなく相当と認めるときは、一定の重大事件の被害者等に、少年審判を傍聴することを許すことができることとされた（少年法第22条の4）。これは、少年審判の傍聴を望む被害者等の心情を尊重するとともに、少年としても、被害者等が傍聴をしている場所で審判を受けることにより、自らの非行の重大性を認識し反省を深めることに資することもあると考えられることによる。

(2) 民事法律扶助法の廃止と総合法律支援法の制定

251. 民事法律扶助事業は、1952年に財団法人法律扶助協会によって開始された事業であり、2000年4月に制定された民事法律扶助法により、同事業の内容及び同事業に関する国、弁護士会等の責務が明らかにされた。その

後の一連の司法制度改革の過程において、全国どこでも法的トラブルの解決に資する情報やサービスを受けられるようにするための体制を整備しようという理念の下、総合法律支援法が2004年に制定され、同法に基づき、国の全額出資により、日本司法支援センター（法テラス）が2006年に設立された。同法制定に伴い、民事法律扶助法は廃止され、財団法人法律扶助協会が行っていた民事法律扶助事業は法テラスに引き継がれた。

252. 民事法律扶助による援助を行った件数（法律相談を除く。）は、年々増加しており、2010年度における件数は、117,583件となっている。

（3）その他

253. 死刑事件の義務的再審査制度の採用、死刑事件の再審又は恩赦請求の執行停止の効力、再審開始決定が確定していない死刑確定者と弁護士との面会については、自由権規約委員会の最終見解（CCPR/C/JPN/CO/5）に対する日本政府コメントパラグラフ2から4参照。

2. 弁護人への証拠開示

254. 検察官は、証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問を請求する場合には、被告人又は弁護人に、その証人等の氏名及び住居を知る機会を与えなければならない。証拠書類又は証拠物の取調べを請求する場合には、被告人又は弁護人に、これを閲覧する機会を与えなければならない。実際にも、検察官は、事案に即して証拠開示の要否、時期、範囲等を検討し、被告人の防御上合理的に必要と認められる証拠については、これを適正に開示することとしており、また、検察官と弁護人との間で意見が異なる場合には、下記記載のとおり、裁判所の裁定により判断されることとなる。

255. 公判前整理手続については前回報告参照。この刑事訴訟法の改正により、開示の必要性と弊害とを比較考量しつつ、争点の整理や被告人の防御の準備のために証拠が開示されることとなったものであり、引き続き、その運用状況を踏まえ、開示のあり方を検討していきたい。

256. なお、刑事事件の捜査記録には、広範な捜査活動の結果収集された種々雑多な資料が含まれており、その中には事件の争点と関係しないものがあるばかりではなく、証拠開示によって関係者のプライバシーや名誉が害されるとともに将来の捜査に対する協力が得られなくなるおそれがあるものもあるなどの問題点が指摘され、検察官の手持ち証拠の全面開示制度については、2004

年5月の刑事訴訟法改正の際には採用されなかった。検察官に公判提出予定証拠以外の証拠を開示する一般的な義務を課すこと、あるいは、弁護側に証拠開示の一般的な権利を認めることについては、これらの問題点を十分考慮し、慎重に検討する必要があると考えている。

第15条

257. これまでの報告のとおり。

第16条

258. これまでの報告のとおり。

第17条

259. 誰もが安心して高度情報通信社会の便益を享受するための制度的基盤として、官民を通じた個人情報保護の基本理念等を定めた個人情報の保護に関する法律等関連5法が2003年5月に成立し、その後、2005年4月に全面施行された。

第18条

260. これまでの報告のとおり。

第19条

1. 公職選挙法の下での制限

261. 戸別訪問による選挙運動の禁止及び選挙運動期間前の文書図画による選挙運動の禁止については、公職選挙法に規定されている。

262. 戸別訪問による選挙運動については、買収、利害誘導等の温床になりやすく、選挙人の生活の平穏を害する等の弊害があること、選挙運動期間前の文書図画による選挙運動については、不当、無用な競争を招き不正行為の発生のおそれがあることや、経費や労力がかさみ経済力の差による不公平が生じる結果となり、選挙の腐敗をも招くおそれがある等の弊害があることから制限されている。

263. これらの制限の目的は、専ら選挙の公正を確保することであり、最高裁判所においても表現の自由を保障する日本国憲法第21条に違反するものではない、との判決が示されているところである。

264. このように、公職選挙法は、選挙の公正の確保のため、選挙運動の期間を限定し、可能な限り同一の条件の下で選挙運動が実施されるようその手段に一定のルールを設けている。政治活動については、選挙運動にわたらない限り、基本的には自由である。

265. なお、参政権については第25条参照。

2. 国家公務員の政治的行為の制限

266. 国家公務員についても、日本国憲法が保障する表現の自由が認められているが、現在、国家公務員法及び人事院規則14-7において、政治的中立性を損なうおそれのある政治的行為は制限されているところであり、特定の候補者や特定の政党に対する支持・不支持を目的とした戸別訪問や政治的目的を有する文書・図画の配布は、政治的行為の制限に抵触する行為と考えられる。この制限は、国家公務員法及びその委任に基づく人事院規則により、国民全体の奉仕者として行政の運営に携わる国家公務員の政治的中立性を維持するために設けられた必要最小限度の制約であることから、本規約に違反するものではないと考えている。

267. なお、1974年の最高裁判決において、政治的目的を有する文書を掲示・配布する行為を禁止することについては、合理的で必要やむを得ない制限である場合は、憲法上許容されると判示されている。

3. 犯罪被害者の権利の保護

(1) 犯罪被害者保護

268. 2004年12月、犯罪被害者等のための施策の基本理念や各種の基本的施策等を定めた犯罪被害者等基本法が制定され、これを受け、2005年12月、政府が取り組むべき具体的な施策等を定めた犯罪被害者等基本計画が閣議決定されたが、これらを受け、2007年6月、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」が制定された。この法律により、①一定の犯罪の被害者等に対して、裁判所の決定により、刑事裁判に参加し、公判期日への出席、情状事項に関して証人へ尋問すること、自らの意見陳述のため被告人へ質問すること、事実・法律適用に関して意見陳述することなどを認める被害者参加制度（刑訴法316条の33以下）、②刑事手続において被害者等の氏名等を秘匿することなどにより、被害者の氏名等の情報を保護するための制度（同法290条の2）、③一定の重大犯罪について、被害者等が刑事裁判所に損害賠償命令の申立てを行うと、刑事裁判所が有罪判決

を行った後に引き続き審理を行い、刑事裁判の訴訟記録を取り調べるなどして申立てに対する決定を行うという損害賠償命令制度（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律17条以下）が創設された。

269. また、①の被害者参加制度に関連して、2008年4月、被害者参加人のための国選弁護制度の創設を内容とする「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律」が制定された。

270. 少年保護事件においては、2008年6月に制定された「少年法の一部を改正する法律」により、①一定の重大事件の被害者等が少年審判を傍聴することができる制度、②家庭裁判所が被害者等に対し審判の状況を説明する制度が創設された。

（2）被害者等通知制度

271. 2007年12月から、被害者等通知制度を拡充するなどし、検察庁、刑事施設及び保護観察所等が連携して、検察庁においては、加害者の受刑中の処遇状況に関する事項等を通知し、保護観察所等においては、仮釈放・仮退院審理に関する事項、保護観察中の処遇状況に関する事項等を通知することとした。

（3）被害者に対する不起訴記録の開示

272. 不起訴記録については、非公開が原則とされるが、被害者等が民事訴訟等において被害回復のため損害賠償請求権及びその他の権利を行使するのに必要と認められる場合には、被害者等からの請求であっても、客観的証拠で、かつ、代替性のないものについては、これに応じるなどの運用を行ってきたところであるが、2008年11月から、被害者参加制度の対象となる事件の被害者等については、「事件の内容を知ること」などを目的とする場合でも、代替性の有無にかかわらず、捜査・公判に支障が生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、客観的証拠を開示するなど弾力的な運用を行っている。

（4）被害回復給付金支給制度

273. 2006年12月から施行されている被害回復給付金支給制度は、犯罪収益の剥奪及びそのような犯罪の被害者の保護を一層充実させるため、詐欺罪などの財産犯等の犯罪行為が組織的に行われた場合や犯罪被害財産が隠匿・

收受された場合等に、被告人からの犯罪被害財産の没収及びその価額の追徴を可能として、被告人から没収された犯罪被害財産の換価等により得られた金銭又は追徴された犯罪被害財産の価額に相当する金銭を給付資金として保管し、犯罪被害者に対し、被害の回復を目的とする給付金として支給するものである。

(5) 犯罪被害給付制度

274. 制度の概要については前回報告のとおり。

275. 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律に基づき1981年1月に施行された犯罪被害給付制度は、犯罪被害者に対する支援を求める社会的気運の高まりによって制度の拡充を行ってきたが、2008年7月には、2005年12月に閣議決定された犯罪被害者等基本計画を踏まえ、生計維持関係のある遺族に対する遺族給付金及び重度後遺障害者（障害等級1～3級）に対する障害給付金の引上げ等の制度の拡充が行われた。

276. また、2008年12月には、オウム真理教によるテロリズム等の犯罪行為の被害者等を給付金の支給対象とするオウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律が施行された。

(6) 再被害防止措置等

277. 犯罪被害者等が同じ加害者から再び危害を受けることを防止するため、防犯指導・警戒措置等の再被害防止措置を講じてきたところ、2007年6月には、2001年8月に制定した再被害防止要綱を改正し、再犯による犯罪被害を受けるおそれが大きく、組織的・継続的な再犯被害防止措置を講じる必要がある犯罪被害者等の再被害防止対象者への指定、法務関係機関との連携強化等の再被害防止のための施策を引き続き実施している。

278. その他にも、犯罪被害者等に対して、指定被害者支援要員制度や被害者連絡制度、相談・カウンセリング体制の整備等の各種施策を推進し、様々な側面から犯罪被害者支援の充実を図っている。

第20条

279. 第2項に関し、差別表現の流布等に対しての法制・取組については前回報告したとおりであるが、特にインターネット上の問題については、電気通信事業者団体が作成した、インターネット上の人種差別を含む違法・有害情報への対応に関する「インターネット接続サービス等に係る事業者の対応に関す

るガイドライン」及び「インターネット接続サービス契約約款モデル条項」（社団法人テレコムサービス協会策定）並びに「インターネット接続サービスの提供にあたっての指針」（社団法人電気通信事業者協会策定）等の周知活動を支援している。

第21条

280. これまでの報告のとおり。

第22条

1. 労働組合

281. 2011年6月30日現在における労働組合員数は9,961千人、2010年6月30日現在における推定組織率は18.5%である。

2. 解釈宣言

282. 我が国は、1978年に同条2の「警察の構成員」に我が国の消防が含まれるとの解釈宣言を行っているが、消防職員の団結権問題については、1995年に国民的コンセンサスの得られる解決策として消防職員委員会という仕組みを導入した。2005年には、同制度の運用を改善するため、総務省・消防庁と全日本自治団体労働組合との間での議論における合意を踏まえ、意見とりまとめ者制度の創設などの改正を行った。

283. その後、2010年1月に「消防職員の団結権のあり方に関する検討会」を総務省に設置し、労働者側及び使用者側双方の代表者からの意見及び関係団体からのヒアリング結果等を踏まえ、2010年12月に報告書を取りまとめたところである。

第23条

284. 2010年1月、女性の再婚禁止期間の短縮や婚姻適齢の男女統一等を内容とする「民法及び戸籍法の一部を改正する法律案（仮称）」を第174回国会（常会）内閣提出予定法律案とした。同法律案については、与党内で様々な意見があり、国会提出のための閣議決定は行われず、国会に提出できなかった。

285. 政府は、第3次男女共同参画基本計画において、夫婦や家族の在り方の多様化や女子差別撤廃委員会の最終見解も踏まえ、これら民法の改正について、引き続き検討を進めることとしている。

第24条

1. 「児童の権利に関する条約」及び2つの選択議定書

286. 我が国は、2008年4月、「児童の権利に関する条約」並びに「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」及び「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」の実施状況に関し、第3回政府報告及び2つの選択議定書の第1回政府報告を提出し、2010年5月、これらの政府報告に関する児童の権利委員会による審査を受けた。政府としては、最終見解の趣旨を踏まえつつ、同条約及び2つの選択議定書の実施の確保に努めている。

287. また、2010年3月、外務省はユニセフ東京事務所・日本ユニセフ協会とともに「児童の権利条約に関するシンポジウム～今後の課題」を共催した。同シンポジウムでは、児童の権利条約及び2つの選択議定書が定める「児童の権利の尊重・保護」を促進するために、我が国が対処すべき今後の課題について、また、国際協力の観点から我が国が果たすべき役割について、法曹、小児科医、民間企業、NGO等、様々な分野における有識者・実務者からの実践的な提言を得た。

2. 児童の保護

(1) 児童買春、児童ポルノ対策

288. 国際化する児童買春・児童ポルノ事犯に応じた対策の強化としては、児童買春・児童ポルノ法に設けられた国外犯の処罰規定を適用した取締りを推進している。また、G8ローマ/リヨン・グループにおいて「性的搾取による被害児童支援」プロジェクトを推進し、2011年、我が国の提案でG8各国における性的搾取による被害児童支援の取組状況を「性的搾取による被害児童の支援好事例集」として取りまとめるに至った。さらには、東南アジアにおける児童の商業的・性的搾取対策に関して、関係各国の警察職員等を招へいた会議を2002年から毎年開催し、一層の連携を図っている。

289. 我が国国内では、2010年に策定した「児童ポルノ排除総合対策」に基づき、国民、事業者、関係団体と連携の下、各府省庁において児童ポルノ排除に向けた国民運動、被害防止対策、インターネット上の児童ポルノ画像の流通閲覧防止対策及び被害児童の早期発見・支援活動を推進するとともに、取締りの強化、諸外国における児童ポルノ対策の調査を行うなど、児童ポルノ排除に向けた取組を推進している。

290. 児童買春や児童ポルノに代表される児童の性的搾取は、その防止及び根絶が国際的にも重要な課題となっており、警察では、同法に基づく取締りを積極的に推進しているほか（下記表参照）、2009年に警察庁において策定した「児童ポルノの根絶に向けた重点プログラム」及び2010年に犯罪対策閣僚会議で決定された「児童ポルノ排除総合対策」に基づき、被害児童の早期発見及び支援活動の推進、悪質な児童ポルノ事犯の徹底検挙や悪質な関連業者に対する責任追及、流通防止対策等の諸対策を推進している。また、2003年に「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」が施行され、いわゆる出会い系サイトを利用して、児童に性的関係を持つよう誘ったり、対償を示して交際を求めたりする行為の取締りを推進しているほか、2008年には、事業者に対する届出制の導入や児童による出会い系サイトの利用を防止するための民間活動の促進等を内容とする同法を改正する法律が施行された。さらに、近年、コミュニティサイトを利用して性的被害に遭う児童が増加していることから、これらのサイトに潜む危険性についての認識を高めるための広報啓発活動やフィルタリングの普及促進に努めている。被害児童に対しては、女性警察官による事情聴取等被害児童の精神的負担に配慮するとともに、少年補導職員等の警察職員が中心となって、カウンセリング等の継続的な支援を行っている。

291. 児童買春・児童ポルノ法による検挙状況

		2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
合 計	検挙件数	2,229件	1,914件	1,732件	2,030件	2,296件
	検挙人員	1,490人	1,361人	1,272人	1,515人	1,627人
児童買春事件	検挙件数	1,613件	1,347件	1,056件	1,095件	954件
	検挙人員	1,140人	984人	860人	865人	701人
児童ポルノ事件	検挙件数	616件	567件	676件	935件	1,342件
	検挙人員	350人	377人	412人	650人	926人

292. 2011年4月から、インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の一環として、インターネット・サービス・プロバイダ等による自主的なブロックが開始されている。警察庁及び総務省は、安心ネットづくり促進協議会や、児童ポルノ流通防止対策専門委員会、児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体である一般社団法人インターネットコンテンツ協会等の民間の協議会に参加し、必要な情報提供や助言等を行うことにより、民間の自主的な取組を支援している。

293. 警察は、サイト管理者等に対する児童ポルノ画像等の削除要請を行うほか、警察庁では、児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体に対して児童ポルノ情報を提供している。

294. 総務省では、インターネット・サービス・プロバイダの規模に見合った精度の高いブロッキング方式の開発・実証を行い、その導入に向けた支援・環境整備を行うために、「児童ポルノサイトのブロッキングに関する実証実験」を実施している。

(2) 児童虐待

(a) 児童虐待防止法と児童福祉法の改正

295. 2000年11月の児童虐待の防止等に関する法律施行以降、児童虐待防止に向けた本格的な取組に着手しているが、その更なる充実強化を図るため制度の見直しを行ってきた。

296. 2004年10月からは①児童虐待の定義の見直し、②児童虐待にかかる通告義務の拡大、③面会・通信制限規定の整備といった措置を講じている。

297. 2008年4月からは①児童の安全確認等のための立入調査等の強化、②保護者に対する面会・通信等の制限の強化、③保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化といった措置を講じている。

298. 2009年4月からは①乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等子育て支援事業の法定化及び努力義務化、②要保護児童対策地域協議会の機能強化といった措置を講じている。

299. 今後、2012年4月からは、民法の改正により、親権停止制度が新設されるとともに、法人や複数の未成年後見人の選任も許容されることになるほか、児童福祉法の改正により①親権停止及び管理権喪失の審判に係る児童相談所長の請求権付与、②施設長等が、児童の監護等に関し、その福祉のために必要な措置をとる場合には、親権者等はその措置を不当に妨げてはならないことを規定、③里親等委託中及び一時保護中の児童に親権者等がない場合の児童相談所長の親権代行を規定といった措置を講じる予定である。

(b) 取締り

300. 2008年から施行されている児童虐待の防止等に関する法律で、都

道府県知事は、児童虐待を受けた児童に施設入所等の措置が採られ、かつ、当該児童虐待を行った保護者につき、法律の定めにより当該児童との面会等が制限されている場合に、児童虐待の防止等のため特に必要があると認めるときは、当該保護者に対し、6月を超えない期間を定めて、当該児童の身辺へのつきまとい等の禁止を命ずることができるとし、その命令に違反した者には、1年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処すると規定されている。児童に対する虐待がこれらの刑罰法規に当たる場合には、事案に応じ、適切な捜査処理及び科刑の実現が図られている。

301. 児童買春周旋の罪の法定刑が2004年に「5年以下の懲役又は300万円以下の罰金又は併科」から「5年以下の懲役又は500万円以下の罰金又は併科」に、児童に淫行をさせる罪の法定刑が2003年に「10年以下の懲役又は50万円以下の罰金又は併科」から「10年以下の懲役又は300万円以下の罰金又は併科」に引き上げられている。

302. なお、刑法では、姦淫等につき承諾又は同意を与え得る児童の最低年齢を13歳としているが、これは、精神的に未成熟で姦淫等につき承諾又は同意を与えるに十分な能力を一般的に具備していないと考えられる者を画するための基準を定めているものであって、13歳以上の児童に対する買春や性的虐待を合法とするものではない。

(c) 児童虐待の実態

303. 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は、同法が施行される直前の1999年度の11,631件から、2010年度の56,384件（東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値）と約4.8倍となるなど、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっている。

304. 児童虐待は、子どもの心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えるため、児童虐待の防止に向け、虐待の「発生予防」、虐待の「早期発見・早期対応」、虐待を受けた子どもの「保護・自立支援」に至るまでの切れ目のない総合的な支援体制を整備・充実していくこととしている。

(d) 厚生労働省による取組

(i) 発生予防

305. 「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」や、「養育支援訪問事業」、「地域子育て支援拠点事業」の推進などの取組みを進めている。

(ii) 早期発見・早期対応

306. 市町村における「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」の機能強化、児童相談所の体制強化のための児童福祉司の確保等、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化に向けた取組みを行う親支援の推進などの取組みを進めている。

(iii) 保護・自立支援

307. 児童養護施設等の受け入れ体制の整備や充実を図り、児童、保護者等への指導体制を充実するために、被虐待児個別対応職員、家庭支援専門相談員や10人以上の児童に心理療法を行う施設において心理療法担当職員の配置を義務付けるとともに、できる限り家庭的な環境の下で養育するため、施設の小規模化や里親委託の推進に取り組んでいる。また、年長児の自立支援策の拡充、施設内虐待の防止等施設入所児童の権利擁護の推進などの取組みについても進めている。

(iv) 今後の取組

308. 今後の児童虐待防止対策の具体的な取り組みの方向性は以下の通りであり、引き続きこうした観点から施策を充実させていくこととしている。

- ①発生予防から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの切れ目のない支援
- ②待ちの支援から支援を要する家庭への積極的なアプローチによる支援に転換
- ③家族再統合や家庭の養育機能の再生・強化を目指し、親も含めた家族支援
- ④子どもを守る地域ネットワークなど市町村の取組を強化

(e) 児童の人権擁護のための諸活動

309. 法務省の人権擁護機関では、これまでも児童虐待を重大な人権問題であるにとらえ、児童虐待解消のため、積極的に取り組んでいるところであり、具体的には、「子どもの人権110番」という電話相談窓口を設けたり、「子どもの人権SOSミニレター」（人権相談用の便箋兼封筒）を全国の小中学生に配布したりして、児童虐待を含め子どもに対する人権侵害の早期発見に努めるとともに、児童虐待事案を認知した場合には、児童相談所等の関係機関と連携協力して、その解決に努め、必要に応じて、人権侵犯事件として、自ら調査し、関係者に対し啓発を行うなどしてきた。

310. 法務省の人権擁護機関が、人権侵犯事件として取り扱った児童虐待に係る件数は、2006年が534件、2007年が600件、2008年が6

27件、2009年が725件、2010年が771件となっている。

(3) 体罰の禁止

311. 体罰は学校教育法第11条により厳に禁止されているところであり、文部科学省では、同法の趣旨が実現されるように教育関係機関を指導している。

312. また、法務省の人権擁護機関では、「子どもの人権110番」等における人権相談や新聞情報等で体罰に関する申告や情報を得た場合には、児童に対する人権侵害による被害の救済及び予防を図るという立場から、関係者から事情聴取する等して事実の調査を行い、その結果に基づいて、体罰を加えた教師及びその教師が所属する学校の長等に対し、人権思想の啓発や再発防止の方策を要望する等の事案に応じた措置をとっている。さらに、学校、地域社会等とも連携を図り、啓発活動を行っている。2006年、2007年、2008年、2009年、2010年における体罰事件の件数は、それぞれ211件、263件、198件、268件、337件であった。

第25条

313. これまでの報告のとおり。

314. なお、公職選挙法における戸別訪問による選挙運動の禁止及び選挙運動期間前の文書図画による選挙運動の禁止の規定の趣旨については、第19条のとおりであり、これらの規定は専ら選挙の公正を確保することを目的とするもので、最高裁判所においても参政権を保障する日本国憲法第15条に違反するものではない、との判決が示されているところである。

第26条

1. 嫡出でない子の取扱い

(1) 嫡出でない子の相続分

315. 2010年1月、嫡出である子と嫡出でない子の相続分の同等化等を内容とする「民法及び戸籍法の一部を改正する法律案（仮称）」を第174回国会（常会）内閣提出予定法律案とした。同法律案については、与党内で様々な意見があり、国会提出のための閣議決定は行われず、国会に提出できなかった。

316. 政府は、第3次男女共同参画基本計画において、夫婦や家族の在り方の多様化や女子差別撤廃委員会の最終見解も踏まえ、これら民法の改正について、引き続き検討を進めることとしている。

(2) 国籍法第3条

317. 2008年6月4日、最高裁判所大法廷において、日本国籍の取得について、日本人父からの認知のほか、父母の婚姻も要件としている国籍法第3条第1項が憲法に違反するとの判決が言い渡されたことを受け、父母が婚姻していない子にも届出による日本の国籍の取得を可能とすること等を内容とする「国籍法の一部を改正する法律」（以下「改正国籍法」という。）が2009年1月1日から施行されている。

318. この改正国籍法により、出生により日本国籍を取得することができなかった嫡出でない子であっても、日本人父から認知されたものは、法務大臣に届け出ることによって、日本国籍を取得することができることとされた。

2. 国民年金法の国籍要件

319. 現在、我が国の年金制度においては、一定の要件（※）を満たした者について日本人であるか外国人であるかにかかわらず被保険者としている。

※国民年金：20歳以上60歳未満の者は国籍を問わず被保険者となる。

厚生年金：適用事業所に常時使用される70歳未満の者については国籍を問わず被保険者となる。

320. 厚生年金保険制度については、制度発足初期（1946年）から国籍にかかわらず外国人も適用対象としていた。一方、国民年金制度においては、制度発足時（1961年）から難民条約の批准まで外国人を適用対象外にしていたが、1982年に同条約の要請に基づき外国人への適用拡大を将来に向かって行った。このような経過の中、一定年齢以上の在日外国人の高年齢者や障害者の中には、年金受給権のない者もいる。なお、その後の制度改正によって、受給資格期間（25年）の要件の判断において一定の配慮を行うなどの措置を講じている。

321. 国民年金制度創設時に国籍要件を設けたことや国籍要件撤廃時に経過措置を設けなかったことについては、自由権規約委員会の最終見解よりも後に出された2009年2月の最高裁決定（※）においても、国側の主張が認められ、勝訴が確定している。他方、年金を受給できない外国人への対応については、保険料を拠出した者に給付を行うという社会保険方式の原則や、日本人にも無年金の者がいること等を踏まえて、検討すべき問題であると考えている。

322. ※在日外国人無年金障害者・高齢者訴訟については、計4件あり、うち1件が係属中。残り3件については全て最高裁にて国側勝訴。

323. 在日外国人無年金障害者関係

・京都地裁第一審：最高裁判決にて国側勝訴（2007年12月25日）

324. 在日外国人無年金高齢者関係

・大阪地裁第一審：最高裁決定にて国側勝訴（2007年12月25日）

・京都地裁第一審：最高裁決定にて国側勝訴（2009年2月3日）

・福岡地裁第一審：最高裁にて係属中（2007年9月18日提訴、2010年9月8日福岡地裁判決にて国側勝訴、2011年10月17日福岡高裁判決にて国側勝訴）

325. 【訴訟の概要】国民年金の制定に際し国籍要件を設けたこと及び国籍要件撤廃時や基礎年金創設といった改正過程において十分な経過措置等を設けなかったことは憲法及び国際人権規約に違反し、又は、それら一連の作為・不作為の立法行為は国家賠償法上違法であるとし、慰謝料等の支払いを求めて提訴されたもの。

3. 公営住宅法の改正

326. 現行の公営住宅法第23条第1号については、公営住宅の入居者資格として同居親族を有することを規定しているものであるが、同号の規定は今般の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の改正に伴って削除されている（2012年4月1日施行）。

327. 従って、上記の公営住宅法の改正に伴い、親族関係にない同性の同居を含め、同居親族による入居者資格の制限はなくなっている。

第27条

1. 最近のアイヌ政策の現状

328. 日本政府は、2008年以来、従前からのアイヌ文化振興関連施策に加え、更に総合的かつ効果的なアイヌ政策の形成・推進に向けて、アイヌの人々の参画を得ながら、様々な取組を進めている。

329. 2008年6月、日本の国会は、「アイヌ民族を先住民族とすることを

求める決議」を採択し、これを受け、日本政府は、アイヌの人々が日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族であると認識する旨の内閣官房長官談話を発表した。

330. 2009年7月には、アイヌの人々の代表を構成員に含む有識者懇談会から、今後のアイヌ政策のあり方についての提言を受けた。この提言を踏まえ、2010年1月から、総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進するため、アイヌの人々を構成員に含む「アイヌ政策推進会議」（座長：内閣官房長官）を開催している。

331. 推進会議では、有識者懇談会の提言の具体化に向けて、特に「民族共生の象徴となる空間」の形成、各種施策の全国への拡大、国民理解の促進の3つのテーマを中心に、作業部会を開催して検討を進めている。

332. アイヌの歴史、文化等については、例えば中学校学習指導要領の社会科で、江戸時代の鎖国下の対外関係に関する学習の際に、アイヌの人々が北方との交易をしていたことについて取り上げられている。

333. なお、アイヌの人々のみに適用される土地に対する権利を認める特別な法的措置は存在しないが、我が国においては、何人も自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し、自己の言語を使用する権利は否定されず、また、国内法に基づき土地に対する所有権その他の財産権を保障されている。アイヌの人々も日本国民として、こうした権利をすべて等しく保障されている。

2. アイヌ文化振興関連施策

334. アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現及び我が国の多様な文化の発展への寄与を目的とした「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」の施行（1997年7月）以後、日本政府は、施策の中心的な実施主体である財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構に対し所要の補助金を交付し、施策の充実に努めている。

3. 北海道アイヌ生活向上関連施策

335. 2006年に北海道庁が実施した「北海道アイヌ生活実態調査」によれば、なお、一般道民との格差は是正されたとはいえない状況にあるため、北海道庁は、2009年度から「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策（第2次）」を実施しており、政府は、引き続き、北海道庁が進めている施策に協力

し、これを円滑に推進するため関係予算の充実に努めている。

336. また、北海道において、経済的理由により高等学校等へ進学後修学が困難なアイヌの子弟を対象として、北海道が奨学金及び通学用品等助成金の給与・貸与を行う場合、その経費の一部を補助している。

その他

337. 「先住民族」については、我が国もコンセンサス採択に参加した「先住民族の権利に関する国際連合宣言」においても定義についての記述はなく、我が国国内法においても確立した定義がないが、いずれにせよ、沖縄に居住する人あるいは沖縄県出身者は、日本国民であり、日本国民としての権利をすべて等しく保障されている。

338. 琉球・沖縄の歴史、文化等については、例えば中学校学習指導要領の社会科で、江戸時代の鎖国下の対外関係に関する学習の際に、日本と中国とのかわりにおいて琉球が果たしていた役割について取り上げられている。

339. また、沖縄における文化の振興については、2002年に成立した「沖縄振興特別措置法」及び同法に基づく「沖縄振興計画」に基づき、政府・沖縄県等において、地域における芸術・文化の振興や沖縄において伝承されてきた文化財の保護・活用に取り組んでいる。

(了)